

からしん 2025 ディスクロージャー誌

2024年4月1日～2025年3月31日



**KARASUYAMA
SHINKIN BANK REPORT**

2016年 ユネスコ無形文化遺産登録 烏山の山あげ行事（那須烏山市）

当金庫の概要



本 店



本 部

名 称	烏山信用金庫
本店所在地	〒321-0621 栃木県那須烏山市中央 2-4-17
本部所在地	〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町 4290 番地
創 立	昭和23年11月15日
会 員 数	16,690 名
出 資 金	708 百万円
総 資 産	1,996 億円
預 金 残 高	1,933 億円
貸 出 金 残 高	780 億円
自己資本比率	11.86 %
役 職 員 数	155 名
店 舗 数	11店舗 5出張所

(2025年3月31日現在)

目 次

当金庫の概要	1	預金に関する指標	27
ごあいさつ	2	貸出金等に関する指標	28
当金庫のあゆみ	3	有価証券、金銭信託等に関する指標	29・30
当金庫の組織概要	4	不良債権の状況	
業績ハイライト	5	信用金庫法開示債権	
ご預金とご融資	6	及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	31
中小企業の経営の改善および地域の活性化の		自己資本の充実の状況	
ための取組状況	7・8	自己資本調達の手段と概要	32
総代会	9・10	自己資本の充実度に関する評価方法の概要	33・34
役員と職員の状況	11	信用リスクに関する事項	35～39
当金庫の経営理念・方針・姿勢	12・13	信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要	40
お客さまと情報の保護		派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の	
顧客保護等管理方針	13	リスクに関する事項	40
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	14	証券化エクスポージャーに関する事項	40
個人情報保護宣言	15	オペレーショナル・リスクに関する事項	41
預金保険制度とペイオフ	16	銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式	
法令等遵守とリスク管理態勢	17・18	等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要	42
2024年度 事業の概況	19	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク	
最近5年間の主要な経営指標	20	スポージャーに関する事項	42
直近2事業年度における財産状況		銀行勘定における金利リスクに関する事項	43
貸借対照表	21	信用集中リスクに関する事項	43
損益計算書・剰余金処分計算書	22	SDGs宣言	44
財務諸表の注記事項	23～25	業務・商品・サービスのご案内	45～48
事業の状況		トピックス	49・50
業務の状況に関する指標	26	営業地区と事業所の名称および所在地	

ごあいさつ



理事長 **森島 昭生**

平素より格別なご支援とご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

本年も、地域の皆さまに当金庫についてより一層のご理解をいただき、安心してお取引いただけますよう、ここに「からしんディスクロージャー誌2025」を作成いたしました。

当金庫の経営方針や2024年度の事業の概況、業務の内容、地域への貢献活動などについてご報告させていただきますので、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

わが国経済は、賃上げによる個人消費や企業の設備投資が増加に転じ、全体としては緩やかな回復基調を維持しています。一方、中小企業等を取り巻く経営環境は、物価上昇分を十分に価格に転嫁できていない中でも人材確保のため賃上げせざるを得ない事業所も多く、依然として厳しい状況に直面しています。こうした中、日銀がマイナス金利を解除し17年ぶりに金利がある世界に舵が切られ、今後更なる政策金利の上昇が予想されることから、資金調達コストの上昇により中小企業等は今以上に厳しい経営環境へ陥る懸念があります。当金庫においては、2024年度はエネルギー・原材料高騰などの影響を受けた小規模事業者や中小企業等に対し、資金繰り等様々な金融支援に取り組んできましたが、アメリカの関税引上げ政策の影響や更なる物価や賃金の上昇など懸念材料も多く、難しい経営課題に直面する状況が続くことから、2025年度も引続き小規模事業者や中小企業等の資金繰り支援に取り組むとともに、経営改善・企業再生や人材紹介、事業承継のほか、販路拡大、ビジネスモデルの再構築、事業承継、人材確保、DX・GX対応への伴走支援など、ソリューション提供機能の充実に努め、顧客と地域社会が抱える様々な課題解決に貢献していくことが求められています。

2025年度は、経営3か年計画『未来を拓く変革への挑戦～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～』の中間年度であり、主要施策となる「地域支援力・営業力の強化」「経営力・内部管理態勢の強化」「人材力・組織力の強化」に重点的に取り組み、協同組織の地域金融機関として、会員・地域住民の皆さま、地方公共団体をはじめとした地域の関係諸機関との連携をさらに深め、地域経済の活性化、持続的な発展に寄与すべく役職員一同全力を挙げて営業活動に努めてまいります。

なお、2025年4月に、森島昭生が理事長に就任いたしました。新たな体制のもと、引続き地域の事業者の皆さまや個人のお客さまの資金ニーズに積極的に関わり、顧客サービスの一層の向上を図り、経営の健全性の維持・向上に努めてまいりますので、何卒変わらぬご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

当金庫のあゆみ



昭和23年11月	市街地信用組合法に基づき烏山信用組合設立 (組合長 東原清一)
25年 4月	中小企業等協同組合法による信用組合となる
26年 6月	信用金庫法施行
27年 6月	信用金庫法により烏山信用金庫となる
31年 8月	高部出張所新設
38年11月	黒羽支店新設
12月	預金量10億円達成
39年10月	高部出張所、支店に昇格
43年 2月	本店、新店舗にて営業開始
47年 5月	宇都宮支店新設
48年11月	預金量100億円達成
51年 3月	岡本支店新設
52年12月	預金量200億円達成
53年11月	宇都宮南支店新設
54年12月	日本銀行と当座預金取引開始
57年 7月	平出支店新設
59年 5月	国債窓口販売業務認可取扱開始
7月	宝積寺支店新設
60年 9月	預金量500億円達成
61年 4月	本店新築移転、旧店舗金井支店として新設
62年 3月	御幸ヶ原支店新設
9月	大金支店新設
63年 7月	両替商業取扱開始
平成元年10月	河内支店新設
3年 9月	東原民範理事長 就任
10月	平松支店新設
4年12月	預金量1,000億円達成
6年 4月	県内信用金庫の時間内ATM利用手数料無料化
11月	県庁共同出張所「キャッシュサービスコーナー」開設
8年 3月	仁井田出張所「キャッシュサービスコーナー」開設
11月	本店、宇都宮支店、岡本支店、宝積寺支店ATMの 祝日稼働開始 (SIS自動監視サービス)
9年10月	氏家支店新設
12年10月	金井支店を本店営業部に統合
13年 5月	損害保険商品の窓口販売開始
14年 2月	旧宇都宮信用金庫の事業分割譲受 (茂木支店、 氏家中央支店、下栗支店、真岡出張所)
11月	個人年金保険の取次ぎ販売開始
15年 3月	投資信託の全店窓口販売開始
5月	預金量1,500億円達成
	ベシア烏山店出張所「キャッシュサービスコー ナー」開設
16年 7月	下栗支店を平松支店に統合
17年11月	足利銀行とキャッシュサービス提携共同出張所開設
18年 5月	イオンタウンさくら店出張所「キャッシュサービ スコーナー」開設

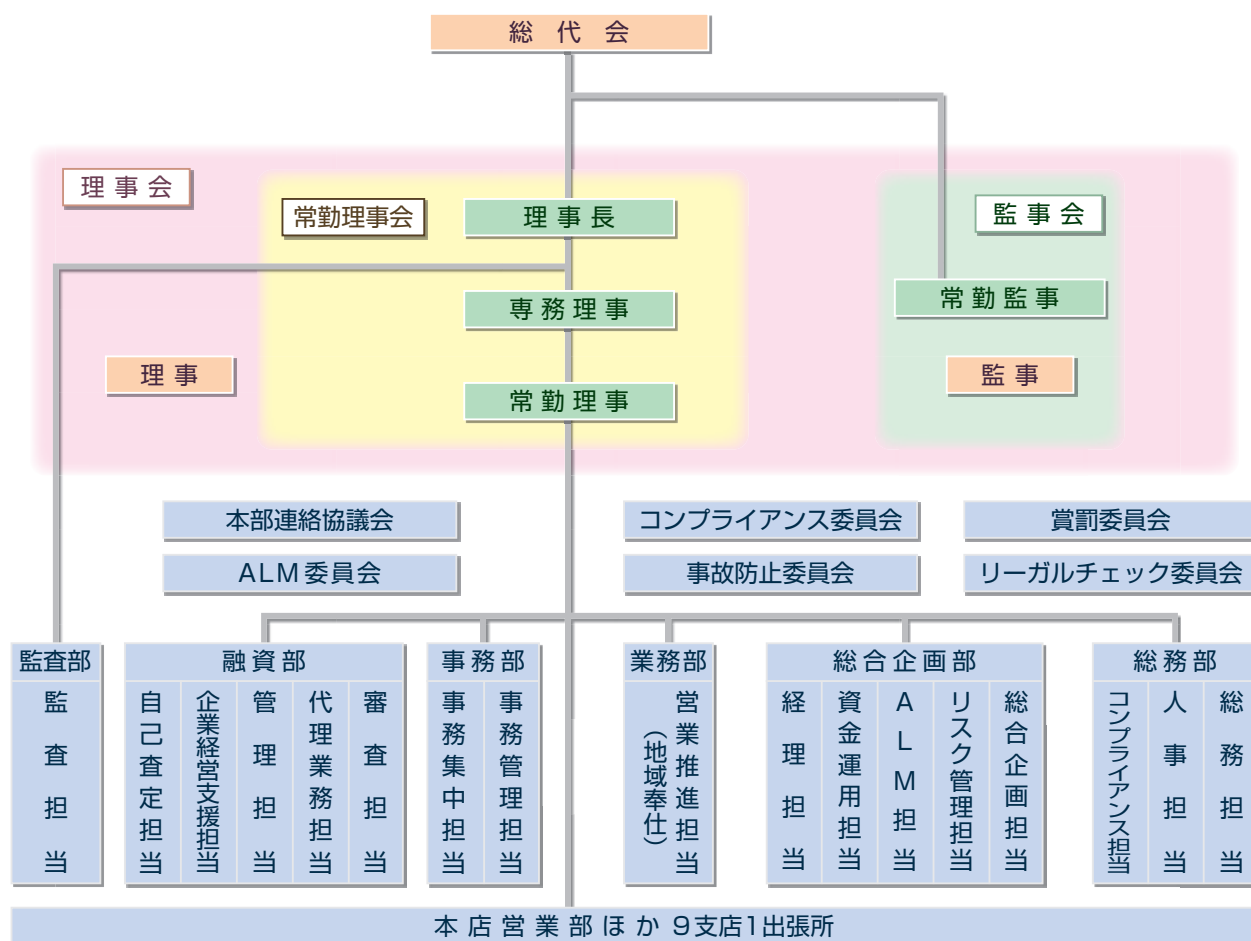
平成19年 6月	河内支店を岡本支店(新築移転)に統合 旧岡本支店に岡本駅前出張所「キャッシュサービス コーナー」開設
9月	国立大学法人宇都宮大学と産学連携の協力推進に 係る協定締結
20年 7月	医療保険、がん保険取次ぎ販売開始
21年 3月	新基本方針、新経営方針発表
11月	社団法人中小企業診断協会栃木県支部と業務 委託提携
23年 8月	日本政策金融公庫宇都宮支店と農林水産業と その関連産業分野の業務協力契約
24年 5月	宇都宮南支店新築移転
10月	足利銀行、県内4信用金庫、2信用組合による ATM業務提携「とちまるネット」締結
12月	栃木県警察とサイバー犯罪共同対処に関する 協定締結
25年 3月	氏家中央支店を氏家支店に統合
7月	日本政策金融公庫と農業者向け融資の証券化支 援業務に関する基本契約締結
	独立行政法人福祉医療機構と社会福祉事業施設 協調融資に係る覚書締結
26年 6月	日本政策金融公庫と創業支援に係る業務提携締結
27年 4月	茂木支店新築移転
28年 1月	那須烏山市と地方創生に関する包括連携協定締結
10月	那須烏山商工会と連携に関する協定書締結
29年 6月	栃木県農業信用基金協会と債務保証契約締結
9月	大金支店を本店営業部に統合
	コメリ大金店出張所「キャッシュサービスコーナー」開設
	宇都宮市下岡本町に本部棟を新築
	本部棟1Fに岡本支店岡本駅前出張所オープン
30年 2月	本部機能移転完了
8月	信金キャピタル(株)および(株)日本M&Aセンター と事業承継に係る協定書締結
31年 3月	(株)トランビと事業承継に係る業務提携締結
令和 元年9月	栃木県中小企業家同友会と中小企業支援に関する 覚書締結
2年 1月	日本公認会計士協会と連携推進の覚書締結
6月	TSUNAGU(株)とM&Aアドバイザー業務提携締結
9月	宇都宮支店リニューアルオープン
	平出支店を宇都宮支店に統合
3年 2月	御幸ヶ原支店を岡本支店に統合
11月	足利銀行、県内6信用金庫、2信用組合による 課題解決にかかる連携協定「とちまるアライアンス」締結
4年 9月	(株)サクシードと本業支援に関する業務提携締結
5年 3月	県内6信用金庫、2信用組合、日本政策金融公 庫、商工組合中央金庫と栃木県産業振興セン ターとの連携協定締結
6年 3月	事務部を本店2・3Fに移転
7月	よい仕事おこしフェア実行委員会 (城南信用金 庫)・茂木町・烏山信用金庫の3者による地域活 性化を目的とした包括連携協定を締結
7年 4月	森島昭生理事長 就任
	平松支店新築移転



当金庫の組織概要

2025年6月30日現在

組織図



総代会

総代会は、決算事項の承認、定款変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高決議機関です。総代会は、会員の総意を反映させるための制度です。

理事会

当金庫の常勤・非常勤役員全員によって構成され、当金庫の重要事項について決議します。理事長等の代表理事は、この理事会で選任されます。

常勤理事会

当金庫の常勤役員によって構成され、日常業務はこの常勤理事会の決定を踏まえて行われます。

監事会

当金庫の監事全員で構成され、職務に関する重要事項について監督・協議・報告をします。

コンプライアンス委員会

法令はじめ金庫内の諸規程等あらゆるルールの遵守状況について監督・指導・協議する委員会であり、委員長は担当理事、委員は本部各部長、本店営業部長、宇都宮支店長および岡本支店長で構成しています。

賞罰委員会

職員の表彰または懲戒の公平を期するため、検討・討議する委員会です。

本部連絡協議会

本部の部長や次席によって構成され、経営に関する事項、業務運営に関する諸問題、本部各部間の関連事項や業務調整等の検討・討議を行います。

ALM委員会

常勤役員と本部の部長によって構成され、資金の調達および運用ならびに収益管理等に関する基本事項を検討・審議する委員会です。

事故防止委員会

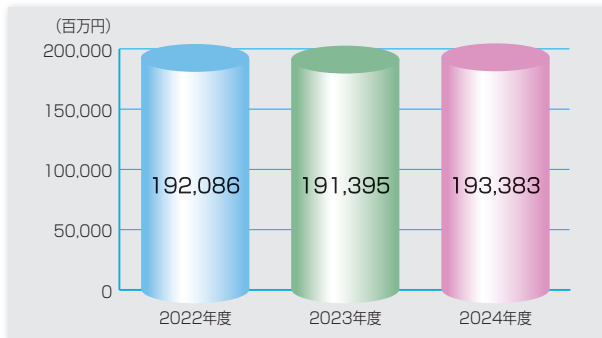
本部および営業店の不適正事務や不祥事故の発生を防止するとともに、事務管理向上のためのさまざまな事項について検討・審議する委員会です。

リーガルチェック委員会

当金庫の諸規程や発出文書等について、法令および各種規定違反を防止するため、記載内容や表現等を検証する委員会です。

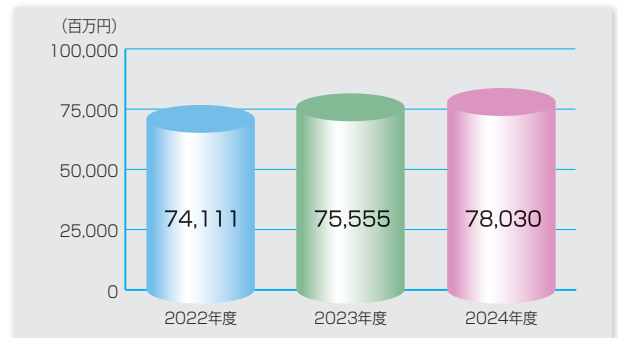
業績ハイライト

■預金積金



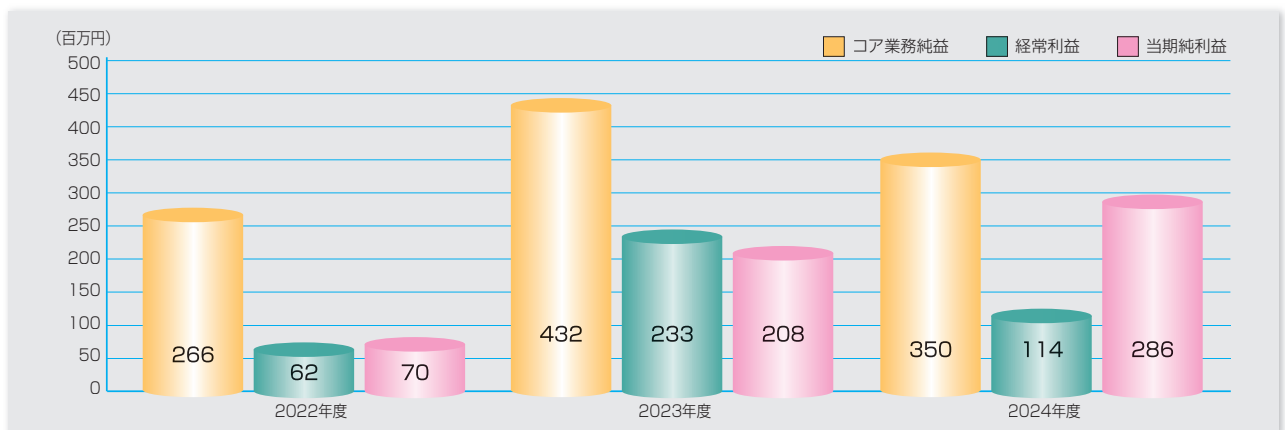
預金積金は、流動性預金・定期性預金ともに増加したことで前期比1,988百万円増加し、期末残高は193,383百万円となりました。

■貸出金



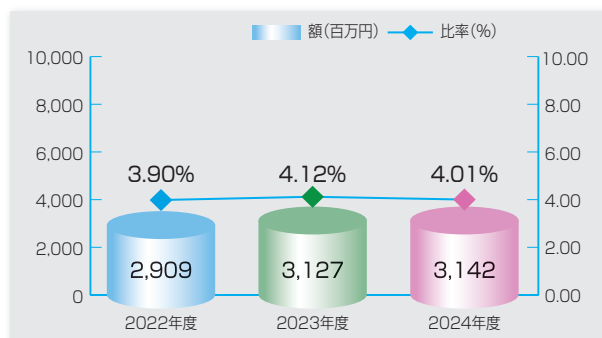
貸出金は、事業資金・消費資金ともに増加したことで前期比2,475百万円増加し、期末残高は78,030百万円となりました。

■損益の推移



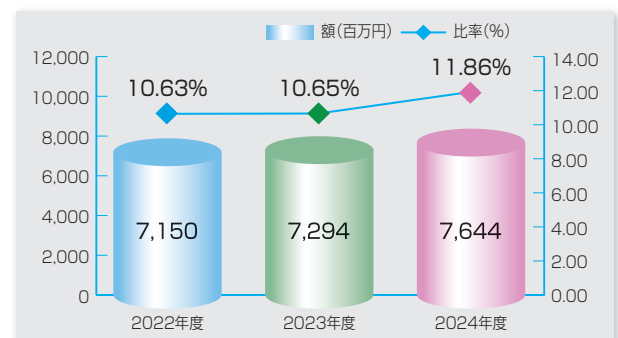
今期は、有価証券利息配当金は減少しましたが、貸出金利息や預け金利息、役務取引等収益等が増加したことで、経常収益は前期比56百万円増加の2,304百万円となりました。一方、国債等債券償還損や貸倒引当金繰入額等は減少しましたが、政策金利引上げに伴い預金利息支払いが大幅に増加したことに加え、経費も増加したことで、経常費用は前期比175百万円増加の2,190百万円となりました。その結果、経常利益は114百万円となりました。更に、税効果会計による繰延税金資産の計上により法人税等調整額が△176百万円となり、当期純利益は286百万円となりました。

■不良債権額と不良債権比率



貸出金償却等、不良債権処理を進めるほか、事業再生等の支援を実施しています。不良債権額は前期比14百万円増加の3,142百万円となりましたが、分母となる貸出金残高の増加により不良債権比率は前期比0.11ポイント低下し4.01%となりました。

■自己資本額と自己資本比率



自己資本の額が前期比350百万円増加し、分母となるリスク・アセット等の額が前期比4,016百万円減少しました。その結果自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づく自己資本比率は前期比1.21ポイント上昇し11.86%となりました。



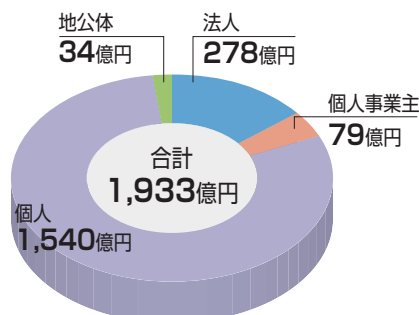
ご預金とご融資

お客さまのご預金について

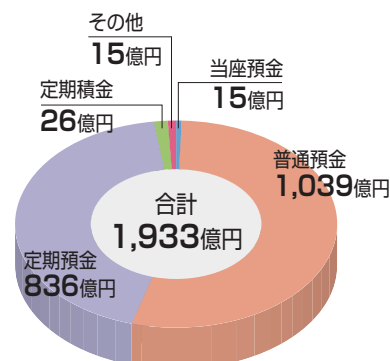
お客様の大切な資金を安全に、確実に、気軽に運用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択していただけますよう各種預金を取り揃えています。

預金につきましては、会員限定プレミアム定期預金の募集を通年実施するなど、取引基盤拡大に努めた結果、流動性預金・定期性預金ともに増加したことで、期中19億円増加し、期末残高は1,933億円となりました。

■預金残高構成(人格別)



■預金残高構成(科目別)



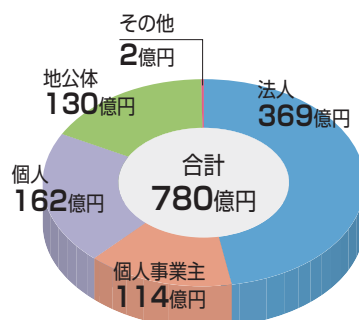
地域のお客さまへの ご融資について

地域のお客さまからお預かりした大切な預金は、地域の中小企業や事業主の皆さまの事業資金、個人の皆さまの住宅資金や教育資金などにご利用いただいています。

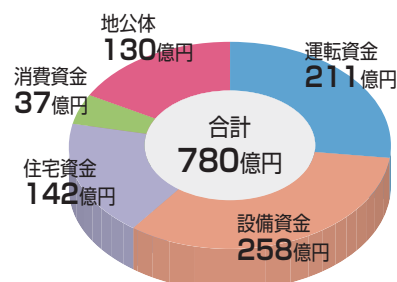
当金庫は、地域経済の発展と地域社会の活性化に寄与するため、多数者利用の原則に基づいた融資を心掛けています。

貸出金につきましては、エネルギー・原材料高騰等により資金繰りが不安定となった事業者に対し支援を行うなど、事業資金および個人向け消費者ローン（住宅ローン等）の拡充に努めた結果、期中24億円増加し、期末残高は780億円となりました。預金積金に対する貸出金の割合は40.35%となっています。

■貸出金残高構成(人格別)



■貸出金残高構成(資金用途別)



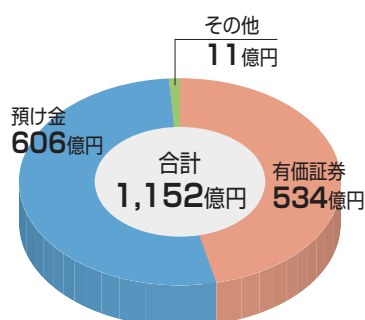
ご融資以外の運用について

当金庫は、ご融資以外の余裕資金について、安全性と健全性を考慮して運用しています。

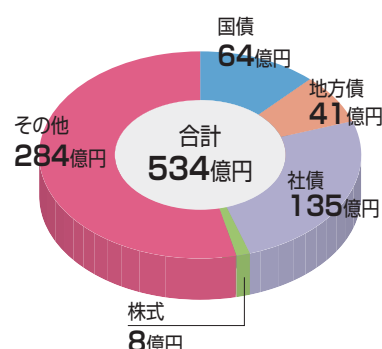
余裕資金につきましては、日本銀行・信金中央金庫等への預け金や有価証券などで運用いたしました。

2025年3月末の余裕資金運用残高は1,152億円となり、うち、有価証券残高は534億円となっています。

■貸出金以外の運用の残高構成



■有価証券の残高構成



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組状況

経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業者の経営改善支援や、企業のライフサイクルに応じた経営支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであり、地域の中小企業者の経営支援に積極的に取組めます。

取引先企業への経営支援に当たっては、顧客の話をよく聞き、抱えている経営上の問題を十分に把握しつつ、その解決に向けて一緒に考えるきめ細かな取組みを継続的に実施していきます。また、外部の支援機関や専門家との連携を図りながら、課題解決に向けて顧客の主体的な取組みを最大限支援します。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- ・取引先企業へのきめ細かな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当者と営業店の連携を強化しています。
- ・栃木県中小企業活性化協議会等と秘密保持契約を締結し、事業再生に向けて連携を図っています。
- ・一般社団法人栃木県中小企業診断士会との提携による経営相談会をはじめ、専門家を活用した経営相談・経営支援体制を構築しています。
- ・取引先企業の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修や、経営改善・事業再生の研修に継続的に参加するなど、職員の能力向上に努めています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

創業を予定している方または創業5年目までの創業者を対象に、創業への不安や創業してからの悩み等を共有し、グループ討議により課題解決を図り、また人脈の構築を目的として、創業者交流会を年1回実施しています。各営業店においては、創業を目指す方や新規事業を計画する事業者との金融面や事業面の相談を行っています。また、一般社団法人栃木県中小企業診断士会および栃木県よろず支援拠点との提携により定期的に開催している経営相談会では、創業や新規事業計画を含め専門的な相談に応じています。

2024年度の創業資金や新規事業に対する融資実績は23先146百万円です。

b. 成長段階における支援

2024年度は、ビジネスマッチングの一環として、12月に城南信用金庫主催の「“よい仕事おこし”フェア」に協賛参加したほか、足利銀行主催の「ものづくり企業展示・商談会」に共催参加しました。

また、栃木県よろず支援拠点との連携により、「無料経営相談会」を年2回、3会場にて開催し課題解決支援を実施(30社参加)、事業性評価重点取組先として上半期32先、下半期32先を抽出して事業性評価に取組み、見えた経営課題を解決するにあたり、外部専門機関等による本業支援を行っています。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善や事業再生は早期に着手することが重要であり、収益が低下している事業者や財務内容に問題がある事業者に対して、積極的な経営改善の働きかけを行っています。2024年度は重点支援先19先を含む21先に対して経営改善計画策定やモニタリングに基づく経営支援を実施しました。また、経営改善等の支援に当たっては中小企業活性化協議会等の支援機関や中小企業診断士等の外部専門家と各種の連携を図っており、2024年度は4社に対して外部専門家との連携した支援に取り組みました。

地域の活性化に関する取組状況

当金庫は、地域の活性化を図る目的で、地域企業の課題解決支援に営業店と本部が一体となり積極的に取組んでいます。地域企業の経営課題は多種多様なため、多くの外部専門機関と連携を図りながら、課題解決に向けた相談及び提案を行っています。特に地域企業の発展においては、企業の創業支援を重要視しており、2022年度より創業者の交流会を実施しています。創業5年以内及び創業を予定している方を対象に、栃木県よろず支援拠点と連携の上、グループ討議により、創業してからの悩み、創業への不安等を共有化し、グループごとに話し合いを行い、創業者の課題解決や、人脈の構築等の支援を行っています。2021年度に信金中央金庫による「SCBふるさと応援団」の対象事業として那須烏山市に寄付金1千万円が贈呈され、その資金を活用したインキュベーション施設であるチャレンジショップ那須烏山「ここカラ」が2022年度にオープンし、入居者の経営相談・資金繰り支援・販路拡大支援等を通じて運営に関わり地域密着型金融機関として、地域企業の活性化に取組んでいます。また、2023年度は、販路拡大を経営課題とするお取引先企業への提案では、信金中央金庫の信金シンガポール(株)との連携により、シンガポールへの販路拡大支援及びベトナムでの現地法人設立を支援しました。

2024年度においては、しんきん創生ネットワーク(株)との連携により、地域特産物の国内での販路拡大を支援しました。

なお、当金庫ではSDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地方創生事業を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫と連携しながら取組み、地域経済社会の発展に貢献するよう努力してまいります。



取組みの実績

主要な項目	2024年度
ライフサイクルに応じた支援強化	
1 経営改善支援取組み先	21 先
2 経営改善計画策定先 (2024年度に策定した先数、簡易型計画書を含む)	5 先
3 ランクアップ先	3 先
4 創業・新事業支援融資実績	23先 146百万円
5 ビジネスマッチング件数	37件

経営改善支援の取組み

	期初債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先B	Bのうち、期末に ランクアップした先	Bのうち、期末に 変化しなかった先	Bのうち、経営改善 計画を策定した先
正常先①	1,207	0		0	0
要注意先 その他要注意先②	474	14	1	10	3
要管理先③	4	1	1	0	0
破綻懸念先④	78	5	1	3	2
実質破綻先⑤	23	0	0	0	0
破綻先⑥	5	1	0	1	0
小計(②～⑥の計)	584	21	3	14	5
合 計	1,791	21	3	14	5

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	420件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	24.78%
保証契約を解除した件数	14件

(注)「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。



創業者交流会の様子



ものづくり企業展示・商談会

総代会

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫は会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きで選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は50名以上80名以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
- なお、2025年6月30日現在の会員数は16,712人で、総代数は59名です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選任は総代候補者選考基準に基づき、次の手続を経て行われます。

- ①総代会の決議により、会員のうちから総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準

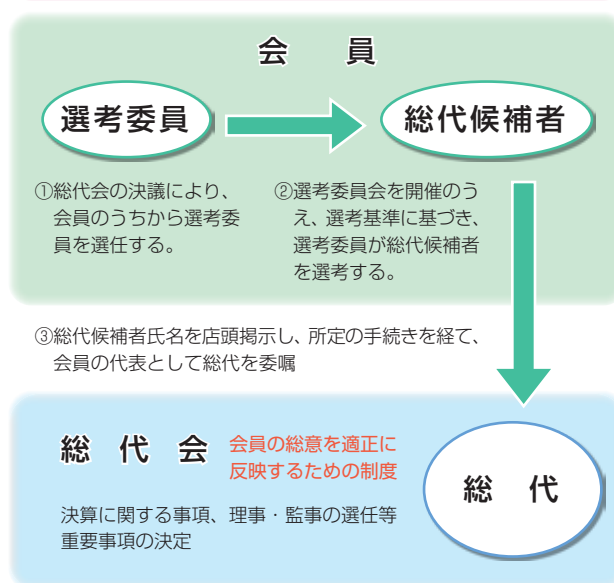
①資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で満80歳を超えない方

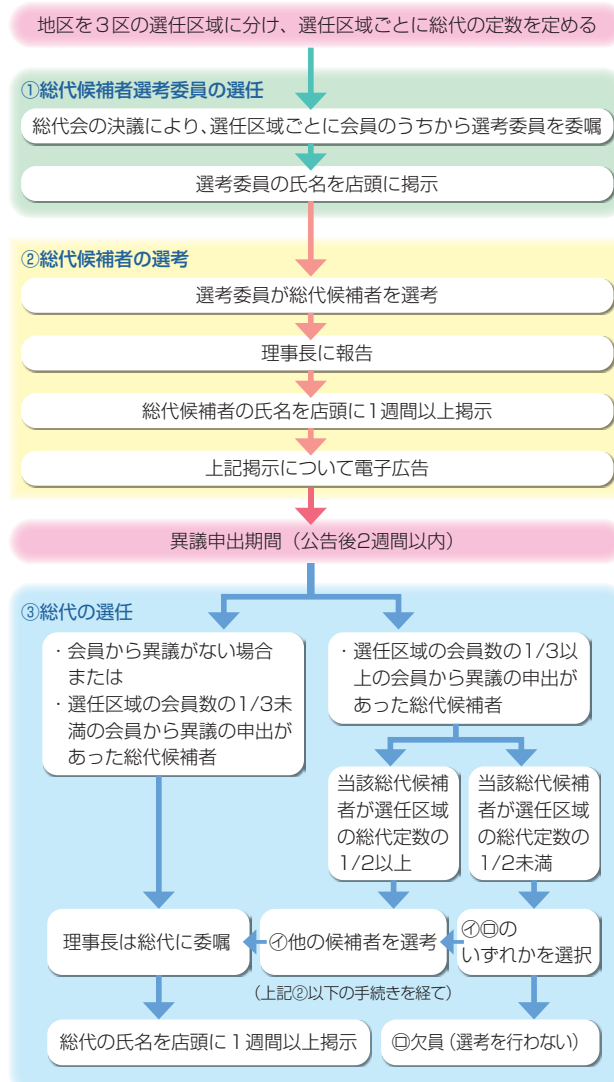
②適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ・行動力があり、積極的な方
- ・人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代会は会員1人ひとりの意見を
適正に反映するための開かれた制度です



総代が選任されるまでの手続き





総代一覧（敬称略・五十音順・氏名の後の数字は総代への就任回数）

第1区 那須烏山市、那珂川町、大田原市、那須町、常陸大宮市のうち旧美和村・旧緒川村、大子町の一部
(定数35名)

磯 則夫 ① 佐野 利之 ⑧ 皆川 孝行 ④
 稲澤 豊 ③ 島崎 健一 ① 矢板 和則 ⑥
 宇井 良介 ④ 鈴木 幸二 ① 山崎 浩 ⑦
 植竹 雅弘 ⑥ 五月女兼光 ⑥ 龍崎 真一 ④
 大戸 進 ⑦ 田代 富夫 ③ 渡邊 豊 ③
 川野 和彦 ④ 丹野 伸 ⑥
 佐藤 琢夫 ③ 束原 正記 ⑦
 佐藤 正明 ⑦ 中山 耕治 ③

(21名)

第2区 宇都宮市、上三川町 (定数30名)

阿久津清美 ① 早乙女勝彦 ③ 田村 恭志 ③
 飯野 文江 ③ 塩野 充 ④ 庭野 宏隆 ①
 稲田 辰一 ⑩ 地神 久郎 ③ 深澤 雄一 ⑦
 猪瀬 義弘 ⑥ 篠崎 智行 ③ 福田 治雄 ⑦
 大谷津敏之 ① 杉本 育夫 ① 船田 雅弘 ⑤
 落合 友三 ③ 鈴木 寛 ① 丸山 仁史 ①
 小野 敏夫 ⑦ 五月女昌伸 ⑥ 矢古宇哲男 ②
 菊地 将夫 ⑤ 高瀬 順一 ③ 吉田 人也 ③
 齊藤 真一 ③ 田崎 正光 ②

(26名)

第3区 高根沢町、さくら市、矢板市、茂木町、市貝町、芳賀町、益子町、真岡市（旧二宮町を除く） (定数15名)

石塚 賢二 ③ 古口 保 ③ 佐山 文雄 ③ 添田 仁男 ⑧ 長島 久登 ③ 樋口 三男 ③
 大坪 崇 ① 小森 照久 ⑥ 鈴木 恒充 ⑦ 滝 修一 ③ 中村 浩之 ③ 横堀 肇 ③

(12名)

2025年6月30日現在59名

総代の属性別構成比

※業種別の構成比は、法人役員、個人事業者に限る。

職業別 法人役員 76.3%、個人事業主 18.6%、個人 5.1%
 年齢別 70 歳代以上 42.4%、60 歳代 40.7%、50 歳代 15.2%、40 歳代 1.7%
 業種別 製造業 10.9%、農・林業 5.5%、建設業 16.4%、卸・小売業 23.6%、不動産業 14.6%、
 宿泊業 1.8%、飲食業 1.8%、医療・福祉 12.7%、その他のサービス業 12.7%

第77回通常総代会の決議事項

第77回通常総代会は、2025年6月26日当金庫本店会議室で開催いたしました。次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- ①報告事項 ・第77期業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告の件
- ②決議事項 ・第1号議案 第77期 剰余金処分案承認の件
- ・第2号議案 定款一部変更の件
- ・第3号議案 会員除名の件
- ・第4号議案 所在不明会員除名の件
- ・第5号議案 理事選任の件
- ・第6号議案 監事選任の件
- ・第7号議案 会計監査人選解任の件
- ・第8号議案 退任役員に対し退職慰労金贈呈の件



第77回 通常総代会の様子

役員と職員の状況

理事・監事の氏名および役職名

理 事 長	森島 昭生	常勤理事	鈴木 文男	常勤監事	石戸 靖夫
専務理事	岡安 義彦	理 事	飯塚 芳一 ^(※1)	監 事	吉水 義浩
常勤理事	鈴木 隆夫	理 事	渡辺 大明 ^(※1)	監 事	國井 豊 ^(※2)
常勤理事	桐花 昇市				

2025年6月30日現在

※1理事 飯塚芳一・渡辺大明は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2監事 國井 豊は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

役員・職員の状況

	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
常 勤 役 員 (人)	7	7	5
男 子 (人)	88	84	82
女 子 (人)	77	79	75
職 員 合 計 (人)	165	163	157
う ち パ ー ト ・ 臨 時 (人)	10	10	7
職 員 平 均 年 齢 (除くパート等)	40歳6か月	42歳2か月	42歳4か月
職 員 平 均 勤 続 年 数 (同 上)	16年7か月	16年5か月	16年11か月

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関し、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	75百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「退職慰労金」10百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号・第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



当金庫の経営理念・方針・姿勢

私ども烏山信用金庫は、中小企業や地域の皆さまのための協同組織による地域金融機関です。協同組織は、相互扶助を基本理念に、会員や利用者ならびに地域のニーズにお応えすることを経営の基本としています。基本方針と経営方針のもと、地域の皆さまのご支援をいただきながら、より一層、中小企業金融の円滑化と地域経済の発展・繁栄にお役に立つよう努めてまいります。

経営理念

基本方針

地域とともに明日をめざして、協同組織金融機関として地域社会の発展に貢献する。

経営方針

1. 健全経営により適正な利益を確保し、会員・地域社会への還元と職員の幸福増進を目指し運営する。
2. 全職員が互いに切磋琢磨し、法令を遵守し、誠実・謙虚を行動指針とし、社会的責任を遂行する。
3. よい伝統は守りながら、いつも新しさを求め、時代の流れに遅れぬよう前向きに努力する。

経営計画

長期経営計画 ～輝く未来への創造～（2018年度～2028年度）

- 地域貢献・地域密着・地域活性化に向けた取組みを強化し、お客さまにとって必要な存在になる。
- 地域のお客さまに安心してお取引いただくために、当金庫の経営基盤の強化と革新的取組みにチャレンジする。
- 多くのお客さまにご満足いただける金融サービスをご提供するために、人間力の高い職員を育て、モチベーションを高められる環境づくりに取り組む。

経営3か年計画「未来を拓く変革への挑戦」～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～（2024年度～2026年度）

- 地域支援力・営業力の強化
信用金庫の強みや独自性を発揮し、リレーションシップの追及を通じた課題解決の推進など地域経済の発展に資する取組みや営業力を強化するとともに、地域貢献・社会貢献活動の取組みを強化する。
- 経営力・内部管理態勢の強化
収益性の向上や生産性・効率性の向上、健全性の確保など経営力の強化に取り組むとともに、内部管理態勢（コンプライアンス態勢・リスク管理態勢）の強化と業務継続態勢の整備に取り組む。
- 人材力・組織力の強化
人材の育成に取り組むとともに、職員満足度の向上や職場内コミュニケーションの強化に取り組む。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織として対応し、職員の安全を確保しつつ迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

- (2) その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

融資の基本方針（クレジットポリシー）

当金庫は、経営理念である「地域とともに明日をめざして、協同組織金融機関として地域社会の発展に貢献する。」に基づいて中小企業金融の円滑化と地域経済の発展、繁栄に努めてまいります。

1. 融資の対象

協同組織の金融機関として小口・多数融資を原則に、地元中小企業と個人を対象として地域社会の発展につながる融資を心がけるとともに、地域社会との共存共栄を図っていきます。

2. コンプライアンスと社会的信頼

社会的責任と公共的使命を意識し、各種法令、規則、規範等を厳格に遵守するとともに、健全な倫理観に基づく融資判断をすることによって地域社会における当金庫の信用と信頼を高めていきます。

3. 顧客への説明態勢

与信取引（融資契約およびこれに伴う担保・保証契約）に際しては、対等な立場でお客さまの知識、経験および財産の状況を踏まえ適切な説明を行います。

4. 適切な融資慣行

融資審査にあたっては、営業推進部門と独立した審査管理部門により、お客さまの財務状況や資金使途、回収の可能性などを総合的に検討を行い、担保・保証に過度に依存しない融資を行います。なお、経営者以外の第三者保証による個人連帯保証を求めないことを原則とし、経営者による個人保証については「経営者保証に関するガイドライン」を尊重して、過度な保証を求めない融資慣行の確立に努めます。

5. 適正な収益の確保

資産の健全性の維持・向上を図り、リスクに見合った適正な収益の確保を行います。

6. 資産の健全化

適正な自己査定を実施し、常に自らの資産状況を正確に把握することにより、資産の健全性を確保します。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するために、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定されている信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまから資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客さまの話をよく聞き、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、地域金融円滑化の取組み方針を適切に実施するために、以下のとおり必要な態勢整備を図っています。

（１）態勢整備を図るために、理事会等において「本基本方針」を決

議し、「金融円滑化管理方針」や「金融円滑化管理規程」等を策定するとともに、金融円滑化管理責任者を選定しています。

（２）お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当者や営業店の連携を強化しています。

（３）一般社団法人栃木県中小企業診断士会との提携による経営相談をはじめ、専門家を活用した経営相談・経営支援体制を構築しています。

（４）お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、継続的に業界団体等の研修に参加しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営者保証に関する取組方針

当金庫は、経営者保証に関する取組方針を以下のとおり定めました。

1. 保証契約について

当金庫は、法人のお客さま向けのご融資に際し、以下の要件について将来にわたって充足するか確認し、経営者保証を求めない可能性について検討を行います。

- （１）法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか
- （２）法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないか
- （３）法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうるか
- （４）法人から適時適切に財務情報が提供されているか

上記要件の充足状況を確認した結果、保証契約をお願いする場合には、以下の内容について丁寧かつ具体的に説明いたします。

- （１）どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか
- （２）どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

2. 事業承継時の取り扱いについて

当金庫は、事業承継時に前経営者、後継者の双方から二重で保証を求めることはいたしません。また、前経営者が負担する保証債務は後継者に当然に引き継いでいただくのではなく、後継者の保証の必要性を改めて検討いたします。

3. 保証契約の見直しについて

当金庫は、お客さまから既存の保証契約の変更・解除のお申し入れがあった場合は上記の（１）～（４）の要件に即して、改めて経営者保証の必要性について検討を行い、その結果について、丁寧かつ具体的に説明を行います。

4. 保証債務の整理について

当金庫は、お客さまから保証債務整理のお申し入れがあった場合や、万一、保証履行を求める場合には、お客さまの資産状況などを勘案した上で、履行請求の範囲を検討し、保証債務免除の要請について適切かつ誠実な対応に努めます。

お客さまと情報の保護

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お客さまとの取引に際しましては、法令およびルールを厳格に遵守し、お客さまのニーズに応じた適切な金融商品を提供するとともに、お客さまの利益の保護、利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

2. 当金庫は、お客さまへご説明が必要とされる取引または商品について、お客さまの知識・経験・資産の状況およびご契約の目的に照らして適切な情報の提供と商品説明を行ってまいります。

3. 当金庫は、お客さまからのご相談や苦情等について公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。

4. 当金庫は、お客さまの情報を適切かつ適法な手段で取得し、法令で定め

る場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供は行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報へのアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

5. 当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

※本方針において、「お客さま」とは当金庫とお取引されている方および当金庫とお取引をしようとしている方をいいます。

※本方針において「お客さまへご説明が必要とされる取引または商品」とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売および募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引をいいます。

口座不正利用への対応

預金口座を不正に利用し、①交通事故などを装って現金をだまし取るオレオレ詐欺、②アダルトサイトの利用料金名目などで請求書を送りつける架空請求詐欺、③融資を装って申込者から保証金をだまし取る融資保証詐欺などの「振り込め詐欺」や、④未公開株などの購入代金等の名目で現金

をだまし取る金融商品等取引名目詐欺、⑤ギャンブル等必勝法として会員募集し、会員登録料や情報提供料などの名目で現金をだまし取るギャンブル必勝情報提供名目詐欺などの「その他の特殊詐欺」を加えた詐欺の総称「特殊詐欺」など悪質な事件が多発しています。また、新たな手口として、



インターネットを利用したネット詐欺被害も増え、大きな社会問題となっています。

当金庫では、お客さまの大切な預金口座が不正利用されないために、預金口座開設時にお客さまの本人確認の徹底とともに、その後の取引時においても、取引を行う目的、職業・事業内容等の確認をさせていただいています。また、借名口座や口座の譲渡が明らかになった場合や、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に実施しています。万一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、速やかに行政庁へ届出を行うとともに、警察庁等にも積極的に協力しています。

■振り込め詐欺の未然防止

当金庫では、大きな社会問題となっている「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」、「盗難・偽造キャッシュカード」の不正使用によるお客さまの被害を未然に防止するため、ATMコーナーや店頭で注意を喚起するポスターの掲示をするともに、過去1年間、ATMにてキャッシュカードを利用した振込を行ったことがない70歳以上のお客さまの振込取引の利用制限をいたしました。また、窓口で振込み手続きをなされるお客さまへの気配りについても、声掛け励行など細かな指導を実施しています。最近の振り込め詐欺事件の手口を見ますと、近親者の突発的な事故を装い、弁護士、

警察官、学校の先生、裁判所の係員などと称し、通常ではあり得ない即示談にする条件や融資をすることを装う融資保証金詐欺、インターネットを利用したネット詐欺等によって現金を振り込ませるなど、ますます巧妙となつてきています。「振り込め詐欺」等は被害者の心理を巧みに悪用した犯罪で「誰も被害者になる可能性」があります。緊急事態を告げて振り込みを急がせる電話には十分な注意が必要です。そのような電話があったら、すぐに振り込まず、ご家族、ご親戚、警察官などに相談し、あわてず冷静に対応するようお願いいたします。

■偽造キャッシュカードへの対応

現金自動預払機（ATM）支払限度額を100万円から50万円に引下げ被害額の極小化を図るとともに、お客さまにはキャッシュカードの暗証番号を他人が簡単に想定できる「生年月日」や「電話番号」などを使用しないように注意喚起を促すなど、カード管理の厳正化を呼びかけています。

それに伴い、平成19年6月11日よりICカード発行を開始いたしました。従来のキャッシュカード（MS）をご利用のお客さまにつきましても、切替発行手続きのお願いをしてセキュリティの強化を図っています。

また、盗難・偽造キャッシュカードを用いたATMからの不正な預金払戻し被害について、重大な過失があった場合を除き、原則、当金庫が補償するとしています。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または業務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
- 苦情等は営業店または右記の担当部署へお申し出ください。
4. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは業務部にご相談ください。
 5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立て頂くことも可能です。

烏山信用金庫 業務部

住所：〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町4290番地
TEL：028-688-0041
FAX：028-678-3012
e-mail：sks@karashin-bank.co.jp
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、FAX、Eメール、手紙、面談

* お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

名 称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部にお尋ねください（ただし、栃木県弁護士会での調停は行っていません）。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人が、テレビ会議システム等を用いて共同して紛争の解決にあたります。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- （1）営業店および各部署に責任者を置くとともに、業務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

- （2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、業務部および関係部署が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を業務部から行います。
- （4）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- （6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- （8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- （9）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- （1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞ 顔・静脈・声紋・指紋承認用データ等
- （2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞ 運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

（1）個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客さまの個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や渉外係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

（2）個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をするなど、誤解を招くことのないよう研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や、迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑥預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

（3）ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、次ページの当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。



4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、右記の当金庫相談窓口までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。
- ・個人情報の保護の徹底が図られるよう組織体制・内部規程等を整備し、従業員に対して必要かつ適切な教育・研修指導や監督を行います。
- ・個人情報の取扱いを外部の企業に委託する場合は、必要かつ適切な管理・監督を行います。
- ・当金庫は、個人情報の取扱いが定められた法令や内部規程に従って適切に行われていることを厳正に監視し、改善を要する事項が判明した場合は、速やかに対処・是正を行います。

6. 委託について

当金庫は、例えば次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫各営業店の窓口もしくは下記当金庫相談窓口までご連絡下さい。

烏山信用金庫 事務部内 個人情報相談窓口

住 所：〒321-0621 栃木県那須烏山市中央2-4-17
T E L：0287-82-3015
F A X：0287-82-7655
e-mail：bwz08961@nifty.com

預金保険制度とペイオフ

預金保険制度とは

万が一金融機関が破綻した場合、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が運営主体となって預金者等を保護し、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

ペイオフとは

万が一金融機関が破綻した場合に、預金者を保護するため預金保険制度によって、一般預金等は1金融機関ごと預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等について、保険金としてその全額が支払われることをいいます。（元本1,000万円を超える部分とその利息等については、破綻した金融機関の財産の状況等を考慮して決定される率（概算払い率）を乗じた金額の支払い（概算払い）が受けられます。）

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

※同一の預金者が破綻した金融機関に複数の預金等の口座を有している場合、それらを合算して預金保険で保護される預金等の総額を算定します。これを「名寄せ」といいます。

預金者の皆様へ

名寄せのため、正確な預金者データを整備するには預金者の皆様の氏名、生年月日、住所（法人の場合は名称、設立年月日、住所）、電話番号等が必要です。このため、預金者の皆様は引越や結婚等によりこれらの事項に変更が生じた場合は、速やかに当金庫の窓口での手続をお願いいたします。

決済用預金とはどのような預金か

決済用預金とは、①利息がつかないこと、②預金者が払戻しをいつでも請求できること、③決済サービスを提供できること、という3つの条件を満たすものです。当座預金や利息のつかない普通預金など決済用預金は全額保護されます。

当金庫では、平成16年12月から希望するお客さまに決済用の普通預金を提供しています。

預金保険制度の対象となっている預金等は

対象となっている預金等は以下のとおりです。

- ・当座預金 ・普通預金 ・別段預金 ・定期預金
- ・通知預金 ・納税準備預金 ・貯蓄預金 ・定期積金 ・掛金
- ・元本補てん契約のある金銭信託（ビック等の貸付信託を含む）
- ・金融債（保護預り専用商品に限る）
- ・上記を用いた積金・財形貯蓄商品等

預金保険の対象となっていない預金等は

対象となっていない預金等は以下のとおりです。

- ・外貨預金 ・譲渡性預金 ・金融債（募集債および保護預り契約が終了したもの）
- ・無記名預金 ・他人、架空名義の預金 ・導入預金等

なお、保護されない預金等であっても破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされる場合があります）。

法令等遵守とリスク管理態勢

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

■基本的な考え方

当金庫は、法令等遵守（コンプライアンス）を重視した企業風土を醸成することを経営の最重要課題と位置づけ、経営者自らが高い企業倫理と遵法精神に則って経営にあたり、その精神を役職員 1 人ひとりにまで浸透させ、コンプライアンスがすべての業務に優先するという考え方を全役職員に共有させています。

■コンプライアンス・プログラムの基本方針

1. 役職員は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営に努める。
2. 役職員は、あらゆる法令・規則・規範等を厳格に遵守し、仮にも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努める。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で対応する。

■組織・運営体制

当金庫では、コンプライアンス統括部署を総務部と定め、コンプライアンスに係る企画・立案・推進・状況把握を行い、理事長が任命した担当役員、本部各部長、本店営業部長、宇都宮支店長および岡本支店長で構成する「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する各種課題を検討・審議のうえ、理事会に報告、諮問する体制と

リスク管理の態勢

社会構造の変化や規制緩和などから金融機関の業務が多様・拡大していることに伴い、リスク管理も急激に多様化・複雑化しています。当金庫は、リスク管理こそが経営の重点施策と位置づけ、発生するさまざまなリスクに適切に対応するため、各種リスクを管理するリスク管理部署等の組織および役職員の役割を明確にし、その強化・高度化に努めています。

■リスク管理の基本方針

基本的な考え方

各種リスクの状況の的確な把握と管理・コントロールにより、経営の健全性を図っていくことで、信頼性の維持・向上を目指していく基本的な考え方から、当金庫は、各種リスクを認識し、リスク管理部署等の組織および各種会議の役割を明確に定め、金庫内に周知させることで、リスク管理体制の確立に努めています。

■統合的リスク管理体制

当金庫では、リスクの種類に応じて主管部門および担当部門を定め、リスクの把握、管理状況のチェックなど適切なリスク管理を行っています。各リスク管理部門で把握しているリスクの状況は、「ALM委員会」へ報告され、経営陣の意思決定に反映される体制となっています。

【ALM体制】

ALM委員会は、常勤役員と本部の部長で構成され、各部門から報告されるリスクや収益等の状況を把握してリスク・コントロールに努めるとともに、資産・負債の最適化に向けた審議・分析・検討等を行っています。

しています。さらに、本部各部と営業店にはコンプライアンス責任者と担当者を配置し、コンプライアンスの遵守状況の把握に努めています。

当金庫では、社会的規範を全うすべく「信用金庫行動綱領」を制定し、経営の基本方針を実現するための倫理観、価値観を明らかにしています。また、法令等遵守を実現するための具体的手引書である「コンプライアンスのための金融取引ルールブック」を活用し、遵法意識の徹底を図るとともに、毎月全役職員が勉強会を実施し、その成果を報告するなどして倫理感覚・遵法精神の高揚を図っています。

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策への取り組み

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融、金融取引の不正利用等を防止するための対策を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策ポリシー」を定め、総合企画部を統括部署、事務部を主管部署、コンプライアンス部門を統括する理事を責任者とし、全役職員に周知徹底するとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。また、こうした取り組みについて、お客様からのご理解を得られるよう、周知、広報活動に努めています。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務内容の悪化等により、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、信用リスクを的確に把握し厳格に管理するため、営業推進部門から与信案件を審議する部門を分離し、相互牽制機能が働くようにしています。リスク管理方針および手続の概要につきましては、自己資本の充実の状況に詳しく記載いたしました。

【自己査定体制】

全ての資産について、営業店および本部担当部門が第一次査定を行い、融資部門において第二次査定を実施しています。さらに、その査定結果が適切であるかを、当該部署から独立した監査部門が検証を行っています。

検証の結果については監査人である公認会計士が監査し、資産査定が適正に実施されているかを再検証する体制としています。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動することで損失を被るリスクをいいます。当金庫では、感応度分析・VaR分析等による経済価値ベースでのリスク、シナリオ分析等による期間損益ベースでのリスクを把握・分析しています。なお、ALM委員会においては、多面的に審議することにより、市場リスクのコントロールを行っています。



■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクをいいます。当金庫が管理するオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクがあります。リスク管理方針および手続の概要につきましては、自己資本の充実の状況に記載しています。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の調達と運用における期間のミスマッチや予期しない資金の流出等により、必要な資金確

保が困難になる、または通常よりも高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、期間別に資金の入出金のギャップや資金調達可能額を把握し、資金繰りに問題が生じることがないように常時管理しています。

■内部監査体制

当金庫では、業務運営部門から独立した監査部門が、各本店における法令・規程等の遵守状況、各リスクの管理状況および運営状況等について検証・評価し、必要に応じて改善措置を講じるよう各部門を通して指導するとともに、各本店が独自に実施する店内監査を義務づけています。

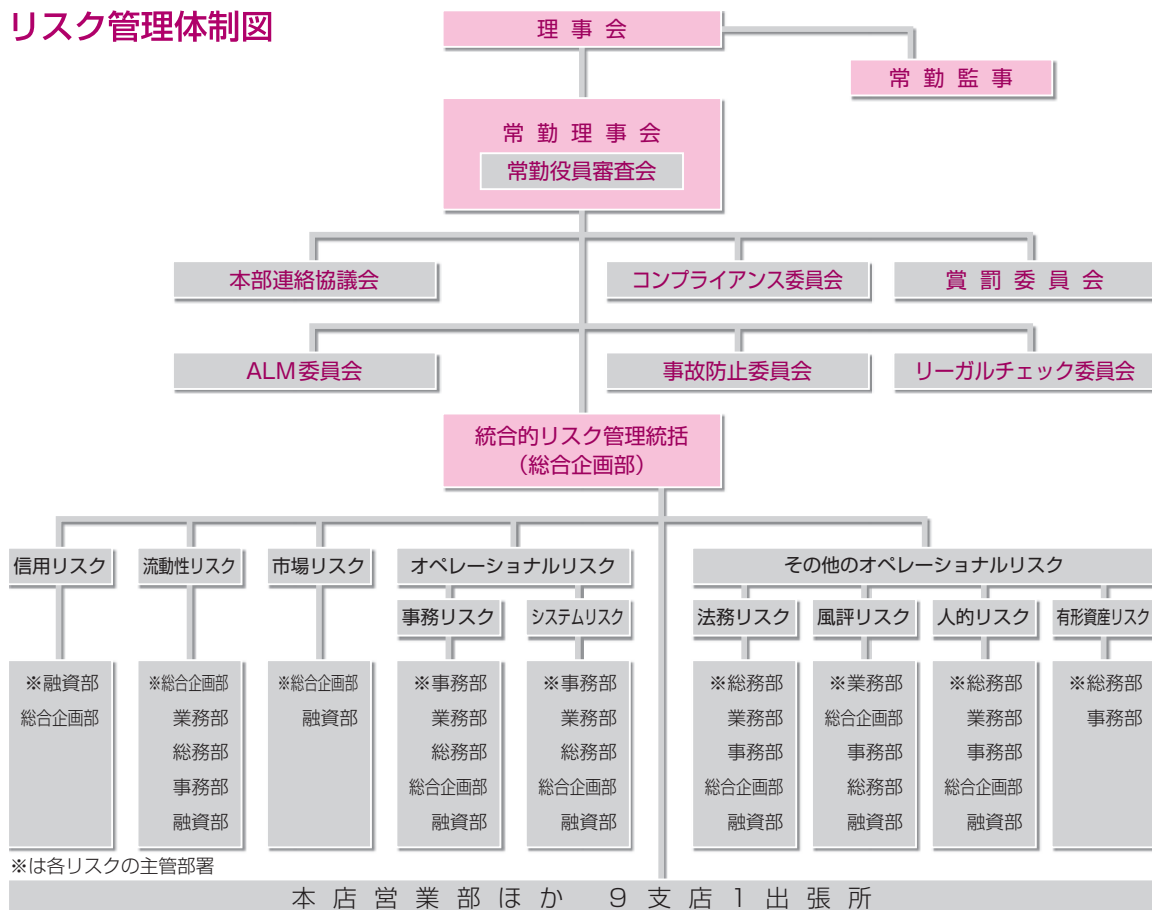
償却および引当の方針

当金庫では、「自己査定基準」に基づいて、貸出金等の資産の価値を債務者の財務・経営状況に応じて自ら査定し、資産を分類しています。この自己査定結果を受け、厳格な基準に則した償却・引当を行っています。この状況を「信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況」としてお知らせしています。

関係法令に従い、自己査定の結果に基づき、次のとおり償却・引当を実施いたしました。

1. 基準日 2025年3月31日
2. 対象 貸出金、債務保証見返、仮払金、計上未収利息、有価証券等
3. 正常先、要注意先については貸倒実績率を採用しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込み額および保証による回収見込み額を控除し、その残額のうち必要額を個別評価による貸倒引当金に計上しています。
4. 実質破綻先および破綻先においては、Ⅲ分類を個別評価による貸倒引当金とし、Ⅳ分類全額を貸倒償却いたしました。

リスク管理体制図



2024年度 事業の概況

■事業の概況

2024年度は経営3か年計画の初年度であり、「地域支援力・営業力の強化」「経営力・内部管理態勢の強化」「人材力・組織力の強化」に重点的に取り組み、協同組織金融機関として、会員・地域住民の皆さま、地域の関係諸機関との連携をさらに深め、地域経済の活性化、持続的な発展に寄与すべく、地域の事業者の皆さまや個人のお客さまの資金ニーズに積極的に取り組み、顧客サービスの一層の向上を図り、経営の健全性の維持・向上に努めました。

わが国経済は、賃上げによる個人消費や企業の設備投資が増加に転じ、全体としては緩やかな回復基調を維持しています。一方、中小企業等を取り巻く経営環境は、物価上昇分を十分価格に転嫁できていない中でも人材確保のため賃上げせざるを得ない事業所も多く、依然として厳しい状況に直面しています。こうした中、日銀がマイナス金利を解除し17年ぶりに金利がある世界に舵が切れ、今後更なる政策金利の上昇が予想されることから、資金調達コストの上昇により中小企業等は今以上に厳しい経営環境へ陥る懸念があります。また、金融機関においても市場金利上昇に伴う債券価格の下落で保有有価証券の含み損を抱えているなど、厳しい経営環境が続いています。

このような状況の中、当金庫は今後も最大の財産である地域との絆を育みながら、地域連携と広域ネットワークを最大限に活用して、地域やお客さまの利便性を重視した金融サービスと中小企業の活性化に取り組んでまいります。

■業績

2024年度の決算概況は次のとおりです。

(1) 主要勘定

預金積金は平均残高が1,934億円（前年度比0.5億円、0.03%減）、期末残高が1,933億円（同19億円、1.04%増）、貸出金は平均残高が770億円（同28億円、3.80%増）、期末残高が780億円（同24億円、3.28%増）となりました。有価証券は平均残高が564億円（同15億円、2.60%減）、期末残高が534億円（同14億円、2.65%減）となりました。預け金は貸出金の増加により、平均残高が618億円（同14億円、2.36%減）、期末残高が606億円（同7億円、1.27%減）となりました。

(2) 損益の状況

経常収益は、有価証券利息配当金は減少しましたが、貸出金利息や預け金利息、役務取引等収益等が増加したことで23億4百万円（前年度比56百万円増）となりました。経常費用は、国債等債券償還損や貸倒引当金繰入額等が減少しましたが、政策金利引上げに伴い預金利息支払いが大幅に増加したことに加え、経費も増加したことで21億90百万円（同1億75百万円増）となり、経常利益は1億14百万円（同1億19百万円減）となりました。特別損失1百万円（同13百万円減）、税引前当期純利益は1億12百万円（同1億5百万円減）となり、法人税、住民税及び事業税2百万円、法人税等調整額△176百万円により、当期純利益は2億86百万円（同78百万円増）となりました。

■事業の展望と課題

2024年度はエネルギー・原材料高騰などの影響を受けた小規模事業者や中小企業等に対し、資金繰り支援のみならず課題解決に向けた様々な金融支援に取り組んできましたが、アメリカの関税引上げ政策の影響や更なる物価や賃金の上昇など懸念材料も多く、難しい経営課題に直面する状況が続くことから、2025年度も引き続き小規模事業者や中小企業等の資金繰り支援に取り組むとともに、経営改善・事業再生や人材紹介、事業承継のほか、販路拡大、ビジネスモデルの再構築、DX・GX対応など取引先の実情に応じた支援をするためにソリューション提供機能の充実に努め、顧客と地域社会が抱える様々な課題解決に貢献していく必要があります。このような環境変化に対応しつつ、地域経済を活性化させ地域社会を持続可能なものとしていくことが、当金庫に求められる大きな役割となっており、こうした役割を果たしていくためにはこれまで以上に地域との連携を深め、地域のお客さまのニーズに沿ったサービスを提供していかなければなりません。そのためには、営業力の強化を図り、財務基盤を一層安定的なものとしていくことが何よりも不可欠であり、face to faceを活かした事業性評価やコンサルティング機能を更に強化し、取引先の様々なニーズに応えるべく付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

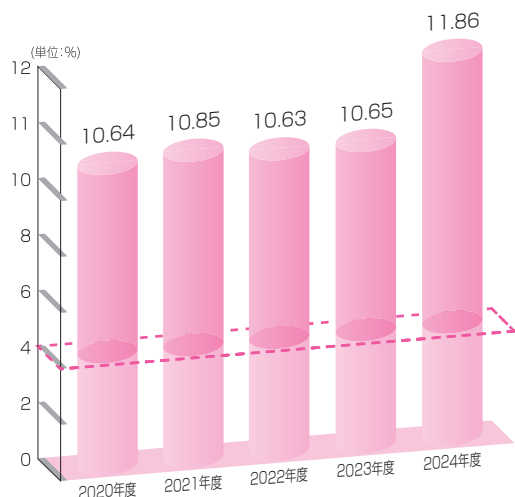


最近5年間の主要な経営指標

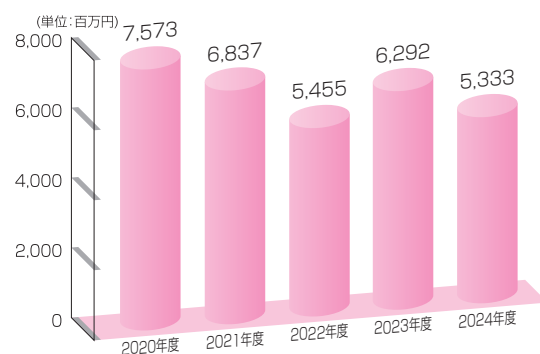
項 目		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	千円	2,130,135	2,098,986	2,003,938	2,248,206	2,304,518
業務純益	千円	19,680	191,481	280,913	246,171	164,085
経常利益	千円	△ 162,908	175,412	62,964	233,421	114,160
当期純利益	千円	△ 141,216	159,152	70,969	208,265	286,928
出資総額	百万円	679	677	672	676	708
出資総口数	千口	13,581	13,559	13,449	13,539	14,170
純資産額	百万円	7,573	6,837	5,455	6,292	5,333
総資産額	百万円	206,856	208,832	198,473	198,618	199,681
預金積金残高	百万円	191,482	191,327	192,086	191,395	193,383
貸出金残高	百万円	70,731	71,452	74,111	75,555	78,030
有価証券残高	百万円	51,973	53,562	56,038	54,925	53,467
単体自己資本比率※	%	10.64	10.85	10.63	10.65	11.86
出資に対する配当金（1口当たり）	円	1	1	1	1	1
役員数	人	13	12	12	12	10
うち常勤役員数	人	7	7	7	7	5
職員数	人	160	154	155	153	150
会員数	人	17,141	16,657	16,030	15,999	16,690

※単体自己資本比率：信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために、金融庁長官が定める基準にかかる算式に基づき算出しています。

■自己資本比率



■純資産額



直近2事業年度における財産状況

■貸借対照表

(資産の部)

(単位：千円)

期 別 科 目	第76期 2023年度	第77期 2024年度
現金	3,214,786	3,966,629
預け金	61,474,155	60,693,975
有価証券	54,925,077	53,467,899
国債	6,616,016	6,420,917
地方債	4,656,398	4,171,234
社債	14,507,258	13,581,893
株式	905,266	841,943
その他の証券	28,240,136	28,451,911
貸出金	75,555,256	78,030,483
割引手形	388,577	143,441
手形貸付	6,118,964	6,514,129
証書貸付	66,679,770	68,965,816
当座貸越	2,367,944	2,407,096
その他資産	1,503,322	1,483,232
未決済為替貸	55,228	30,872
信金中金出資金	1,167,600	1,167,600
前払費用	—	—
未収収益	168,951	192,617
その他の資産	111,542	92,142
有形固定資産	2,331,348	2,314,301
建物	1,137,206	1,074,075
土地	1,059,191	1,059,191
リース資産	60,469	75,003
建設仮勘定	—	45,276
その他の有形固定資産	74,481	60,754
無形固定資産	9,484	9,484
前払年金費用	33,788	4,452
繰延税金資産	42,010	218,237
債務保証見返	209,463	150,901
貸倒引当金	△ 680,029	△ 658,551
(うち個別貸倒引当金)	(△ 623,555)	(△ 573,825)
資産の部合計	198,618,665	199,681,047

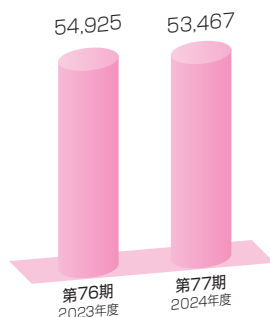
(負債および純資産の部)

(単位：千円)

期 別 科 目	第76期 2023年度	第77期 2024年度
預金積金	191,395,267	193,383,691
当座預金	1,612,130	1,562,816
普通預金	101,380,190	101,975,125
貯蓄預金	2,060,922	1,978,382
通知預金	417,548	534,778
定期預金	82,448,575	83,665,758
定期積金	2,933,794	2,655,669
その他の預金	542,104	1,011,161
借入金	—	—
その他負債	312,153	384,577
未決済為替借	65,862	38,885
未払費用	48,238	110,111
給付補填備金	196	336
未払法人税等	1,850	1,850
前受収益	24,322	30,968
払戻未済金	16,621	9,005
払戻未済持分	10,914	5,809
リース債務	69,567	83,909
資産除去債務	10,836	15,426
その他の負債	63,745	88,274
代理業務勘定	—	2,537
賞与引当金	46,151	50,004
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	191,420	201,570
睡眠預金払戻損失引当金	16,167	13,794
偶発損失引当金	13,268	13,910
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	142,135	146,152
債務保証	209,463	150,901
負債の部合計	192,326,028	194,347,141
出資金	676,965	708,537
普通出資金	676,965	708,537
利益剰余金	6,611,220	6,884,971
利益準備金	679,080	679,080
特別積立金	5,000,000	5,000,000
当期未処分剰余金	932,140	1,205,891
処分未済持分	△ 5,229	△ 7,815
会員勘定合計	7,282,957	7,585,693
その他有価証券評価差額金	△ 1,363,170	△ 2,620,620
土地再評価差額金	372,849	368,832
評価・換算差額等合計	△ 990,321	△ 2,251,788
純資産の部合計	6,292,636	5,333,905
負債及び純資産の部合計	198,618,665	199,681,047

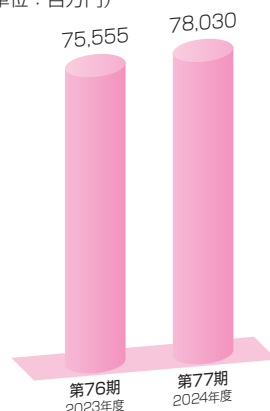
■有価証券残高

(単位：百万円)



■貸出金残高

(単位：百万円)





■損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	第76期 2023年度	第77期 2024年度
経常収益	2,248,206	2,304,518
資金運用収益	1,999,141	2,014,504
貸出金利息	1,129,104	1,190,173
預け金利息	80,043	139,213
有価証券利息配当金	767,400	662,476
その他の受入利息	22,593	22,639
役務取引等収益	215,216	229,684
受入為替手数料	80,158	80,989
その他の役務収益	135,057	148,694
その他業務収益	11,747	21,775
国債等債券売却益	2,287	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	9,460	21,775
その他経常収益	22,100	38,555
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	16,174	21,332
株式等売却益	—	15,513
その他の経常収益	5,926	1,710
経常費用	2,014,785	2,190,358
資金調達費用	6,307	101,141
預金利息	6,307	101,141
借用金利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	159,483	153,689
支払為替手数料	20,794	21,306
その他の役務費用	138,688	132,382
その他業務費用	201,034	158,165
国債等債券売却損	761	2,029
国債等債券償還損	200,230	155,997
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	43	139
経費	1,635,264	1,748,795
人件費	1,077,718	1,212,923
物件費	493,072	483,219
税金	64,474	52,652
その他経常費用	12,695	28,565
貸倒引当金繰入額	11,514	1,153
貸出金償却	1,180	2,224
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	—	25,187
経常利益	233,421	114,160

(単位：千円)

期 別 科 目	第76期 2023年度	第77期 2024年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	15,066	1,172
固定資産処分損	949	0
減損損失	14,117	1,172
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	218,354	112,988
法人税・住民税および事業税	2,143	2,286
法人税等調整額	7,945	△ 176,226
当期純利益	208,265	286,928
繰越金（当期首残高）	723,875	918,962
特別積立金取崩額	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	932,140	1,205,891

■剰余金処分計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第76期 2023年度	第77期 2024年度
当期末処分剰余金	932,140,763	1,205,891,591
剰余金処分額	13,177,889	43,274,946
利益準備金	—	29,456,950
普通出資に対する配当金 （配当率）	13,177,889 （年 2%）	13,817,996 （年 2%）
特別積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	918,962,874	1,162,616,645

2024年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2025年6月27日

烏山信用金庫

理事長 森 島 昭 生

（注）2025年6月26日開催の第77回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、会計監査人小高和昭公認会計士の監査を受けています。

財務諸表の注記事項

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年	～	50年
その他	3年	～	20年
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当金に関する基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先のうち非保全額が一定額以上の債務者に係る債権については、合理的に見積もられたキャッシュ・フローによる回収可能額を非保全額から控除した額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。破綻懸念先のうち上記以外の債務者に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見積り、個別評価による貸倒引当金を算定しております。今後3年間における予想損失額の見積り方法は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の短期、中期、長期における平均値をそれぞれ算出し、その中の最大値に基づき算定しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の短期、中期、長期における平均値をそれぞれ算出し、その中の最大値に基づき算定しております。
すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業店が一次査定を実施し、融資部が二次査定を実施したうえで、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,002百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分）	
	0.1636%
③上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円（令和6年3月31日現在）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金28百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に投分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金	658百万円
-------	--------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
繰延税金資産・負債（△は負債） 218百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
有形固定資産 2,314百万円
有形固定資産の減損の認識は、将来の事業計画に基づくキャッシュ・フローによって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額22百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額2,373百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	405百万円
危険債権額	2,426百万円
三月以上延滞債権額	46百万円
貸出条件緩和債権額	263百万円
合計額	3,142百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は143百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券（国債）	102百万円
預け金（定期預金）	12百万円
担保資産に対応する債務	
預金（公金取扱）	27百万円
預金（日本銀行）	78百万円

上記のほか、信金中銀為替決済等の取引の担保として、定期預金5,000百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日



同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示標準地調査に基づく地価公示価格に基づいて、（時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出してあります。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△512百万円

21. 出資1口当たりの純資産額380円60銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を統合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、総合企画部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、その他の証券を除くすべての有価証券の市場リスク量を、VaRにより日次（営業日）で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、分散・共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間3年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,029百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格の無い株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません。また、現金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	60,693	60,658	△35
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,774	12,125	△649
その他有価証券（※2）	40,677	40,677	—
(3) 貸出金（※1）	78,030	—	—
貸倒引当金（※3）	△658	—	—
	77,371	77,540	168
金融資産計	191,517	191,001	△516
(1) 預金積金（※1）	193,383	193,048	△335
金融負債計	193,383	193,048	△335

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、24. から26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利（証書貸付）によるものは元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式（※1）	16
信金中央金庫出資金（※1）	1,167
組合出資金（※2）	1
合計	1,185

（※1）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金	46,693	8,000	2,000	4,000
有価証券				
満期保有目的の債券	—	8,175	599	3,999
その他有価証券のうち				
満期があるもの	1,162	12,028	13,376	8,712
貸 出 金	16,510	25,573	17,559	14,871
合計	64,367	53,776	33,535	31,583

（注）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	182,984	8,883	37	1,477
合計	182,984	8,883	37	1,477

（注）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. ままで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,671	3,728	57
	地 方 債	600	605	5
	短期社債	—	—	—
	社 債	3,704	3,734	30
	そ の 他	199	202	2
	小計	8,174	8,271	96
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	4,599	3,853	△745
	小計	4,599	3,853	△745
合計		12,774	12,125	△649

その他有価証券 (単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	687	273	413
	債券	248	247	0
	国 債	30	29	0
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社 債	218	217	0
	その他	5,762	5,160	601
	小計	6,697	5,681	1,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	138	149	△10
	債券	15,950	17,642	△1,691
	国 債	2,719	3,335	△615
	地 方 債	3,571	4,121	△550
	短期社債	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社 債	9,659	10,185	△525
	その他	17,890	19,824	△1,933
	小計	33,979	37,615	△3,636
合計		40,677	43,297	△2,620

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	97	—	2
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	97	—	2
その他	141	15	—
合計	239	15	2

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
- これらの契約に係る融資未実行残高は、18,765百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が18,675百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
- また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)	
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	10
貸倒引当金	369
減価償却超過額	49
減損損失	96
未収利息計上額	9
役員退職慰労引当金	55
その他有価証券評価差額金	743
その他	39
繰延税金資産小計	1,374
評価性引当額	△1,155
繰延税金資産合計	219
繰延税金負債	
前払年金費用	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	218

- (追加情報)
- 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.60%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は4百万円増加し、法人税等調整額は4百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は4百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。
29. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	—百万円
契約負債	0百万円

損益計算書の注記事項

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額20円63銭
3. その他の経常費用には、責任共有制度負担金26,348千円を含んでおります。
4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)			
地域	主な用途	種類	減損損失
宇都宮市	営業用店舗1ヶ店	建物他	1,172
合計			1,172

- 営業用店舗については、営業店（本店営業部、各支店（出張所含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業用店舗毎に、遊休資産は資産毎にグルーピングしております。本部、倉庫厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
- 使用方法の変更、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,172千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。
- なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、売却や他の転用が困難な資産であるため備忘価額で評価しております。
5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、229,684千円であります。
6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。



事業の状況

業務の状況に関する指標

■業務収支

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
資金運用収支	1,992,834	1,913,362
資金運用収益	1,999,141	2,014,504
資金調達費用	6,307	101,141
役務取引等収支	55,732	75,994
役務取引等収益	215,216	229,684
役務取引等費用	159,483	153,689
その他の業務収支	△189,287	△136,390
その他業務収益	11,747	21,775
その他業務費用	201,034	158,165

■業務純益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	246,171	164,085
実質業務純益	233,843	192,337
コア業務純益	432,547	350,363
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	243,819	334,112

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	平 均 残 高			利 息			利 回 り(%)		
	2023年度	2024年度	増減	2023年度	2024年度	増減	2023年度	2024年度	増減
資金運用勘定	196,467	196,551	84	1,999	2,014	15	1.01	1.02	0.01
うち貸出金	74,215	77,034	2,819	1,129	1,190	61	1.52	1.54	0.02
うち預け金	63,390	61,893	△ 1,497	80	139	59	0.12	0.22	0.10
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	57,961	56,455	△ 1,505	767	662	△ 104	1.32	1.17	△ 0.15
資金調達勘定	193,467	193,409	△ 58	6	101	94	0.00	0.05	0.05
うち預金積金	193,467	193,409	△ 58	6	101	94	0.00	0.05	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2023年度、2024年度ともに残なし）を控除して表示しています。なお、資金調達勘定から控除する金銭信託等運用見合額の平均残高および利息はありませんでした。

■受取・支払利息の分析

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	増 減	残高による増減	利率による増減	増 減
受取利息	20,811	207,978	228,789	22,206	△ 6,844	15,362
うち貸出金	15,309	33,153	48,462	43,369	17,700	61,069
うち預け金	△ 9,106	4,453	△ 4,653	△ 1,844	61,014	59,170
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	14,694	170,286	184,980	△ 19,516	△ 85,408	△ 104,924
うちその他配当金	△ 85	85	0	198	△ 152	46
支払利息	△ 34	391	357	△ 2	94,835	94,833
うち預金積金	△ 34	391	357	△ 2	94,835	94,833
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	0	0	0	—	—	—

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については按分しています。

■業務粗利益および粗利益率

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
業務粗利益	1,859,280	1,852,966
業務粗利益率	0.94%	0.94%

(注)
$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

■利鞘

(単位：%)

項 目	2023年度	増 減	2024年度	増 減
資金運用利回	1.01	0.13	1.02	0.01
資金調達原価率	0.84	0.05	0.91	0.07
総資金利鞘	0.17	0.08	0.11	△ 0.06

■利益率

(単位：%)

項 目	2023年度	増 減	2024年度	増 減
総資産経常利益率	0.11	0.08	0.05	△ 0.06
総資産当期利益率	0.10	0.07	0.14	0.04

(注)
$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

預金に関する指標

■預金積金および譲渡性預金の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
流動性預金	107,116	107,173
うち有利息預金	95,186	95,361
定期性預金	85,861	85,713
うち固定金利定期預金	82,245	82,456
うち変動金利定期預金	560	503
その他	489	522
計	193,467	193,409
譲渡性預金	—	—
合 計	193,467	193,409

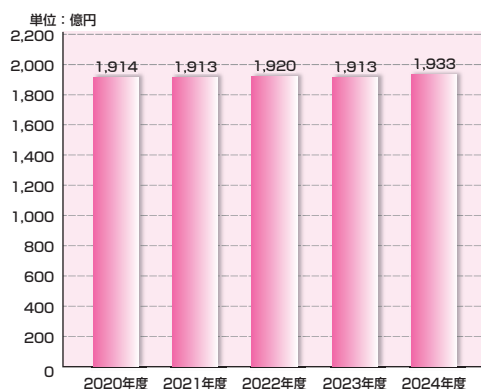
- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 3. 固定金利定期預金は預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
 4. 変動金利定期預金は預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
定期預金	82,448	83,665
固定金利定期預金	81,928	83,195
変動金利定期預金	519	470
その他の定期預金	—	—

■預金積金の推移



■貸出金の推移





貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
割引手形	300	212
手形貸付	5,761	6,094
証書貸付	66,019	68,591
当座貸越	2,134	2,136
合計	74,215	77,034

■預貸率の期末値および期中平均値

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預貸率	39.47	40.35
期中平均預貸率	38.36	39.82

■貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	75,555	78,030
うち変動金利	22,738	24,160
うち固定金利	52,817	53,869

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

期 別 項 目	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
設備資金	25,289	33.5	27,432	35.2
運転資金	32,564	43.1	32,608	41.8
その他資金	17,701	23.4	17,988	23.0
合計	75,555	100.0	78,030	100.0

■貸出金および債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

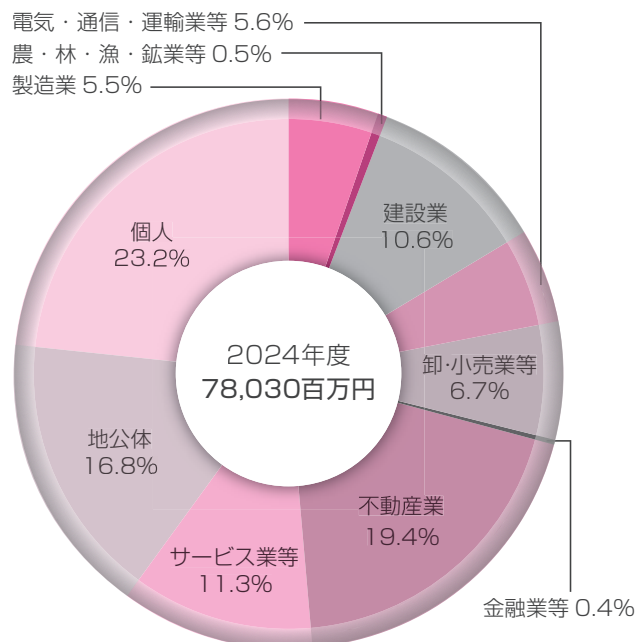
担 保 種 類	貸出金		債務保証見返	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	566	501	—	—
有価証券	23	16	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	15,641	16,519	49	6
その他	—	—	—	—
計	16,232	17,037	49	6
信用保証協会・信用保険	25,917	26,029	31	28
保証	5,270	4,798	0	—
信用	28,135	30,163	128	115
合計	75,555	78,030	209	150

■貸出金業種別残高

(単位：百万円)

業 種	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
製造業	4,407	5.8	4,289	5.5
農・林業	503	0.7	383	0.5
漁業	4	0.0	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0.0	3	0.0
建設業	7,935	10.5	8,264	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2,434	3.2	2,104	2.7
情報通信業	290	0.4	239	0.3
運輸・郵便業	1,933	2.6	2,004	2.6
卸売・小売業	5,020	6.6	5,221	6.7
金融・保険業	311	0.4	322	0.4
不動産業	13,723	18.2	15,132	19.4
物品賃貸業	187	0.2	194	0.2
学術研究・専門・技術サービス業	389	0.5	378	0.5
宿泊業	381	0.5	376	0.5
飲食業	1,191	1.6	1,226	1.6
生活関連サービス・娯楽業	1,934	2.6	1,825	2.3
教育・学習支援業	463	0.6	469	0.6
医療・福祉	2,369	3.2	2,402	3.1
その他のサービス	1,738	2.3	1,951	2.5
小 計	45,225	59.9	46,790	60.0
地方公共団体	12,397	16.4	13,094	16.8
個人	17,932	23.7	18,145	23.2
合計	75,555	100.0	78,030	100.0

貸出金業種別残高 構成比



有価証券、金銭信託等に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、商品有価証券を保有していません。

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	7,060	7,002
地方債	5,567	4,743
社債	14,492	14,383
株式	414	420
外国証券	11,887	12,905
投資信託	18,462	16,924
その他の証券	76	75
合 計	57,961	56,455

■有価証券の種類別の残存期間別の残高

2023年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	120	90	3,694	－	－	3,074	－	6,978
地方債	299	－	600	100	500	3,446	－	4,946
社債	707	1,009	4,302	2,314	4,885	1,496	－	14,715
株式	－	－	－	－	－	－	418	418
外国証券	100	600	1,598	700	1,481	6,398	1,560	12,438
その他の証券	13	3,459	2,483	4,547	1,690	2,001	2,594	16,789

2024年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	90	1,527	2,343	－	－	3,075	－	7,036
地方債	－	500	200	200	500	3,321	－	4,721
社債	372	4,304	2,444	2,694	3,294	996	－	14,107
株式	－	－	－	－	－	－	438	438
外国証券	200	1,098	1,600	501	1,999	5,598	1,800	12,799
その他の証券	400	901	5,654	4,179	928	2,203	2,717	16,984

■預証率の状況

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末	28.69	27.64
期中平均	29.95	29.18

(注)
$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■有価証券の時価情報

売買目的有価証券…該当ありません。



■満期保有目的の有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額		時 価		差 額		うち益		うち損	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国 債	3,694	3,671	3,862	3,728	167	57	167	57	—	—
地方債	600	600	622	605	22	5	22	5	—	—
社 債	3,705	3,704	3,829	3,734	124	30	124	30	—	—
その他	4,798	4,799	4,301	4,056	△497	△742	16	2	513	745
合 計	12,799	12,774	12,615	12,125	△183	△649	329	96	513	745

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

■子会社・子法人等株式および関連法人等で時価のあるもの

該当ありません。

■その他の有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	取得原価		貸借対照表計上額		差 額		うち益		うち損	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
株 式	402	422	888	825	486	403	499	413	12	10
債 券	18,640	17,890	17,779	16,198	△861	△1,691	19	0	881	1,691
国 債	3,284	3,365	2,921	2,749	△362	△615	0	0	363	615
地方債	4,346	4,121	4,056	3,571	△290	△550	2	—	292	550
社 債	11,009	10,403	10,801	9,877	△208	△525	16	0	225	525
その他	24,429	24,984	23,441	23,652	△988	△1,331	754	601	1,743	1,933
合 計	43,472	43,297	42,109	40,677	△1,363	△2,620	1,274	1,015	2,637	3,636

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

■市場価格のない株式等および組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度 貸借対照表計上額	2024年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	16	16
組合出資金	0	—
合 計	16	16

■金銭信託の時価情報

該当ありません。

不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

		(単位：百万円)	
区 分		2023年度	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		579	405
危険債権		2,315	2,426
要管理債権		232	310
	三月以上延滞債権	35	46
	貸出条件緩和債権	196	263
小 計 (A)		3,127	3,142
保 全 額 (B)		2,829	2,846
	個別貸倒引当金 (C)	352	343
	一般貸倒引当金 (D)	3	14
	担 保 ・ 保 証 等 (E)	2,474	2,488
保全率 (B)／(A) (%)		90.49%	90.61%
引当率 ((C)+(D))／((A)－(E)) (%)		54.47%	54.86%
正常債権 (F)		72,712	75,095
総与信残高 (A)+(F)		75,839	78,237

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

■貸倒引当金内訳

		(単位：百万円)				
項 目	期 別	期末残高			期中の増減額	
		2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度
一般貸倒引当金		68	56	84	△ 14	△ 12
個別貸倒引当金		611	623	573	64	11
合 計		680	680	658	50	0

■貸出金償却の額

	(単位：百万円)		
	2022年度	2023年度	2024年度
貸出金償却	0	1	2



自己資本の充実の状況

1. 自己資本調達の手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しています。

■自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2023 年度	2024 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,269	7,571
うち、出資金および資本剰余金の額	676	708
うち、利益剰余金の額	6,611	6,884
うち、外部流出予定額 (△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5	△ 7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	56	84
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	56	84
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,326	7,656
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	6	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	24	3
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	31	11
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,294	7,644
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	64,910	61,100
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,547	3,342
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	68,458	64,442
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.65%	11.86%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しています。なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる業務運営方針に基づく業務推進を通じ、その利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	64,910	2,596	61,100	2,444
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	60,702	2,428	56,602	2,264
ソブリン向け	516	20	435	17
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,195	487	11,129	445
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			600	24
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	19,639	785	15,740	629
中小企業等向け及び個人向け	12,567	502		
中堅中小企業等向け及び個人向け			6,247	249
トランザクター向け			171	6
抵当権付住宅ローン	2,871	114		
不動産取得等事業向け	3,439	137		
不動産関連向け			12,811	512
自己居住用不動産等向け			3,130	125
賃貸用不動産向け			4,461	178
事業用不動産関連向け			4,249	169
その他不動産関連向け			913	36
A D C向け			55	2
劣後債権及びその他資本性証券等			798	31
三月以上延滞等	119	4		
延滞等向け			1,967	78
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			139	5
取立未済手形	11	0	6	0
信用保証協会等による保証付	736	29	797	31
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,463	98		
出資等のエクスポージャー	2,463	98		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			2,488	99
上記以外	6,142	245	4,041	161
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外に係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,014	80	1,962	78
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	111	4	251	10
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	4,016	160	1,828	73



(単位：百万円)

項 目		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
	証券化				
	STC要件適用分	—	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—		
	短期STC要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
再証券化		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		4,207	168	4,498	179
リスク・スルー方式		4,207	168	4,498	179
マンドート方式		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—
④未決済取引				—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額		3,547	141	3,342	133
BI				2,228	
BIC				267	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		68,458	2,738	64,442	2,577

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①リスク管理方針および手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失することにより損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳正な与信判断を行い、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引でリスクの分散に努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別などさまざまな角度からの分析に注力しています。さらに、与信集中によるリスク抑制のため大口与信は常勤理事会の審議によるなど管理強化に努めています。

また、当金庫では信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを管理するとともに、高度な計測システムを導入いたしました。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等の理解と遵守を役職員に徹底していますが、さらに「クレジットポリシー」の制定・周知により信用リスクの管理徹底に努めています。また、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く体制としており、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用リスクである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当金に関する基準」に基づき、将来予想される損失額について自己査定における債務者区分ごとに算定し、適切な引当により、万に備えています。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先とともに、優良担保および回収可能見込額である一般担保（不動産売却可能見込額、一般保証会社保証）を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。なお、それぞれの結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ・フィッチレーティングスリミテッド
- ・(株)日本格付研究所 ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー								三月以上 延滞 エクスポ ージャー	
	期末残高		貸出金、コミットメントお よびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		2024年 3月期	2025年 3月期
	2024年 3月期	2025年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期		
国内	174,524	178,238	75,791	80,066	28,141	27,365	-	-	176	3,323
国外	8,898	9,299	-	-	8,898	9,499	-	-	-	-
地域別合計	183,423	187,538	75,791	80,066	37,039	36,865	-	-	176	3,323
業種別										
製造業	6,863	6,399	4,432	4,370	2,288	1,889	-	-	-	159
農・林業	528	406	528	405	-	-	-	-	0	-
漁業	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	3	3	3	3	-	-	-	-	12	12
建設業	8,621	8,908	8,315	8,705	300	200	-	-	118	395
電気・ガス・熱供給・水道業	5,280	4,959	2,575	2,255	2,696	2,697	-	-	-	-
情報通信業	703	753	290	239	400	500	-	-	-	27
運輸・郵便業	2,767	2,738	1,958	2,029	700	600	-	-	-	476
卸売・小売業	6,291	6,567	5,153	5,430	1,096	1,096	-	-	7	192
金融・保険業	71,508	71,824	312	337	8,298	9,298	-	-	-	-
不動産業	15,301	16,668	14,289	15,659	999	999	-	-	19	436
物品賃貸業	190	196	190	196	-	-	-	-	-	32
学術研究・専門・技術サービス業	505	494	505	494	-	-	-	-	-	13
宿泊業	385	379	384	379	-	-	-	-	-	228
飲食業	1,406	1,391	1,405	1,390	-	-	-	-	4	178
生活関連サービス・娯楽業	2,161	2,023	2,159	2,022	-	-	-	-	0	396
教育・学習支援業	465	472	464	471	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	2,585	2,591	2,583	2,590	-	-	-	-	-	310
その他のサービス	2,302	2,417	1,941	2,157	302	202	-	-	6	85
（小計）	127,878	129,195	47,498	49,139	17,082	17,484	-	-	169	2,946
地方公共団体	29,100	29,195	12,397	13,094	16,558	15,981	-	-	-	-
個人	15,917	17,857	15,895	17,833	-	-	-	-	7	376
その他	10,526	11,290	-	-	3,399	3,399	-	-	-	-
業種別合計	183,423	187,538	75,791	80,066	37,039	36,865	-	-	176	3,323
残存期間別										
1年以内	53,030	40,915	10,420	10,800	1,227	663	-	-	-	-
1年超3年以下	10,846	20,136	5,126	4,682	1,699	7,430	-	-	-	-
3年超5年以下	19,210	13,219	6,986	6,619	10,195	6,588	-	-	-	-
5年超7年以下	12,413	12,507	9,290	9,071	3,114	3,396	-	-	-	-
7年超10年以下	21,679	21,284	13,291	13,490	6,387	5,794	-	-	-	-
10年超	48,802	50,973	30,383	33,972	14,416	12,992	-	-	-	-
期間の定めのないもの	17,440	28,502	293	1,429	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	183,423	187,538	75,791	80,066	37,039	36,865	-	-	-	-

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元金または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債権者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。



■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

期 別		個別貸倒引当金							貸出金償却		
		2023年度			2024年度						
業種区分	期首残高	期中の増減額		期末残高	期首残高	期中の増減額		期末残高	2023年度	2024年度	
		増加	減少			増加	減少				
	製造業	—	—	—	—	1	—	1	9	—	
	農・林業	0	—	0	0	—	—	—	1	—	
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設業	5	71	1	75	75	1	60	16	20	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	情報通信業	1	—	0	0	0	—	0	—	—	
	運輸・郵便業	—	38	—	38	38	6	—	44	—	
	卸売・小売業	25	8	3	30	30	13	13	30	2	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	不動産業	121	1	5	117	117	13	2	128	1	
各種サービス業	物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	学術研究・専門・技術サービス業	—	113	—	113	113	—	113	—	—	
	宿泊業	60	—	18	41	41	—	19	22	—	
	飲食業	2	—	0	2	2	1	0	2	—	
	生活関連サービス・娯楽業	3	13	2	14	14	—	14	0	1	
	教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療、福祉	31	4	—	36	36	1	—	37	—	
	その他のサービス	3	6	0	9	9	3	—	10	—	
(小計)		254	257	31	480	480	43	224	295	13	24
地方公共団体		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		37	72	1	108	108	—	72	35	0	0
合計		292	329	32	589	589	43	297	331	13	24

(注) 1. 当金庫は、国内の限定された地区にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
3. 貸出金償却は、貸倒引当金目的取崩額控除前の金額を記載しているため、損益計算書と金額が異なります。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ ウェイト 区分(%)	2023年度		告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	2024年度			
	格付適用有り	格付適用無し		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
				オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
0%	－	43,923	40%未満	138,049	1,919	11.569	138,189
10%	－	11,872	40%～70%	11,714	13,742	10.000	12,016
20%	4,206	61,635	75%	8,330	2,578	10.221	7,700
35%	－	8,204	80%	34	－	－	34
50%	15,720	44	85%	10,883	253	34.797	10,832
75%	－	12,311	90%～100%	3,170	390	21.805	3,043
100%	100	24,811	105%～130%	4,274	－	－	4,272
150%	－	33	150%	2,809	33	10.000	2,796
250%	－	558	250%	2,488	－	－	2,488
1,250%	－	－	400%	－	－	－	－
その他	－	－	1,250%	－	－	－	－
合計	183,423		その他	－	－	－	－
			合計	181,755	18,916	10.765	181,373

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに
限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適
用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポ
ージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関
連エクスポージャーは含まれていません。

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・
バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バ
ランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減(繰入れおよび取崩し)額

(単位：百万円)

		一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合 計	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
期首残高		68	56	611	623	680	680
当期増加額		56	84	623	573	680	658
当 期	目的使用	11	19	0	3	12	22
減少額	その他	57	37	611	620	668	657
期末残高		56	84	623	573	680	658

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
	2024年度					
現金	3,966	－	3,966	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,411	－	24,411	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	17,835	－	17,835	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,490	－	1,490	－	140	9%
我が国の政府関係機関向け	2,976	－	2,976	－	275	9%
地方三公社向け	200	－	200	－	20	10%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	51,683	－	51,683	－	11,129	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,102	－	2,102	－	600	29%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	24,900	536	24,568	156	15,740	64%
特定貸付債権向け	34	－	34	－	27	80%
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,132	17,998	9,345	640	6,247	63%
トランザクター向け	－	14,909	－	445	171	38%
不動産関連向け	25,990	33	25,870	33	12,811	49%
自己居住用不動産等向け	13,022	27	12,982	27	3,130	24%
賃貸用不動産向け	7,505	6	7,450	6	4,461	60%
事業用不動産関連向け	3,870	－	3,864	－	4,249	110%
その他不動産関連向け	1,555	－	1,536	－	913	59%
A D C 向け	36	－	36	－	55	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	797	－	797	－	798	100%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	1,471	35	1,462	3	1,967	134%
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	273	－	273	－	139	51%
取立未済手形	30	－	30	－	6	20%
信用保証協会等による保証付	13,108	311	13,108	31	797	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,488	－	2,488	－	2,488	100%
合計	52,560					

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0 %	10 %	15 %	20 %	25 %	30 %	31.25 %	35 %	37.5 %	40 %	43.75 %	45 %	50 %	56.25 %	60 %	62.5 %
	2024年度															
現金	3,966	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	24,411	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体 向け	17,835	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外 の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構 向け	87	1,402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関 向け	220	2,756	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	100	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険 会社向け	-	-	-	43,760	-	7,919	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向 け	-	-	-	300	-	1,802	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む）	10	-	-	4,906	-	-	-	-	-	-	-	-	6,800	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及 び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	445	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	445	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	3,301	1,446	5,334	24	783	152	1,641	-	827	1,620	-	2,278	14
自己居住用不動産等 向け	-	-	-	3,301	1,446	2,843	24	-	152	1,641	-	-	1,620	-	-	14
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,491	-	783	-	-	-	827	-	-	741	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,536	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資 本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住 用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	136	-	-	-
自己居住用不動産等向 けエクスポージャーに 係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による 保証付	5,162	7,977	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性 化支援機構等による保 証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	51,794	12,136	-	52,099	1,446	13,254	24	783	152	1,641	-	1,272	8,560	-	2,278	14

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	93.75 %	100 %	105 %	110 %	112.5 %	130 %	150 %	250 %	400 %	その他	合計	
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,966
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,411
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,835
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,490
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,976
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,683
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,102
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	34	10,838	-	-	2,133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,724
特定貸付債権向け	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	9,244	-	-	-	-	295	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,985
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	445
不動産関連向け	2,456	492	-	-	445	-	-	2,094	2,177	-	-	814	-	-	-	-	25,904
自己居住用不動産等向け	1,944	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,009
賃貸用不動産向け	-	471	-	-	-	-	-	2,094	-	-	-	47	-	-	-	-	7,457
事業用不動産関連向け	511	-	-	-	445	-	-	-	2,177	-	-	730	-	-	-	-	3,864
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,536
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	36
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	797	-	-	-	-	797
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	119	-	-	-	-	1,210	-	-	-	-	1,465
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	273	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,139
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,488	-	-	-	2,488
合計	2,456	9,736	34	10,838	445	-	2,821	2,094	2,177	-	-	2,823	2,488	-	-	-	181,373

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。



4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことです。

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断しています。その判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式が、保証として信用保証協会保証等、その他未担保預金等が該当しますが、当金庫では以下の手法を採用しています。

①適格金融資産担保

定期預金および定期積金を担保としている貸出金につきましては、担保額を信用リスク削減額としています。担保額につきましては貸付債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

②貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は、積立定期預金を除く定期預金及び定期積金としています。

また、信用リスク削減額につきましては、貸出金の残存期間を上回る預金は、定められたルールに基づいた額としています。

③保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）につきましては、原資産および債務者のリスク・ウエイトに代えて、当該保証人のリスク・ウエイトを適用しています。個人向けエクスポージャーとして、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金があります。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	2023年度		2024年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	567	8,151	1,667	12,063

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

①リスク管理方針および手続きの概要

証券化エクスポージャーとは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいいます。当金庫における証券化取引の役割としては、投資家ならびにオリジネーター（原資産の所有者）があります。

当金庫は、投資業務について有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、「資金運用基準」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

②信用リスク・アセットの額に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

④種類ごとにリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ・フィッチレーティングスリミテッド
- ・(株)日本格付研究所 ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

イ.《オリジネーターの場合》(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ.《投資家の場合》(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫は組織体制や管理の仕組を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、規程・事務取扱マニュアル等の整備をはじめ、それらの遵守を心がけた事務指導や研修体制の強化、事務検証などにより、事務の堅確化および事故防止に努めています。

システム・リスクのシステムに関しては、一般社団法人しんきん共同センターのシステムに加盟し、センターのシステムを利用することにより安定した業務遂行に努めています。また、セキュリティ管理に関する規程等の整備や承認手順についても適切な運用を図っています。

その他のオペレーショナル・リスクの管理につきましては、そのリスクが顕在化した場合、迅速かつ適切な対応により、その沈静化と事態の収拾を図り、生じた影響を最小限にとどめるための適切なリスク管理態勢の構築に努めています。

オペレーショナル・リスクにつきましては、本部連絡協議会等において検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告態勢を整備しています。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しています。



8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要

上場株式等の価格変動に伴うリスク認識につきましては、時価評価および「市場リスク管理規程」に基づくリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況を含め、定期的にALM委員会に報告しています。株式など市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に被るリスク、いわゆる価格変動リスクの算出は、一定の株価変動を想定したリスク量の計測を行っています。

一方、非上場株式や投資事業有限責任組合等への出資に関しましては、「資金運用基準」に基づき適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価によるモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

なお、上記取引等にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,300	1,300	1,212	1,212
非上場株式等	3,209	3,209	3,237	3,237
合 計	4,509	4,509	4,449	4,449

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「上場株式等」は、上場REITおよび信金中央金庫の優先出資証券を含んでいます。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	—	15
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	806	718

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,714	16,660
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理方法および手順の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫は、定期的に金利リスクの評価・計測を行い、適宣対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムなどにより計測を行い、ALM委員会等で協議検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

②内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

以下の定義に基づいてリスク算定しています。

- 計測方法 再評価方式
- コア預金 対象 流動性預金（当座、普通、貯蓄等）
- 算定方法 ①過去5年の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50% 相当額、以上3つのうち最小の額を上限とする。
- 流動性預金への満期割り当て方法およびその前提 金融庁が定める保守的な前提を採用
- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 金融庁が定める保守的な前提を採用
- 金利感応資産・負債 貸出金、有価証券、預け金、定期性預金、流動性預金、その他
- リスク計測の頻度 3月、6月、9月、12月の3か月毎

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,890	3,422	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	197	235
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,890	3,422	197	235
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,644		7,294	

11. 信用集中リスク(大口与信リスク顕在化の影響額)に関する事項

信用集中リスクは、大口与信先(1億円以上)のうち、要管理以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定額が損失となった場合に、現状の自己資本比率に与える影響を測るものです。

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
自己資本(A)	7,294	7,644
大口要管理以下非保全額(B)	185	112
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本(C)=(A)-(B)	7,109	7,532
リスク・アセット等(D)	68,458	64,442
自己資本比率	10.65%	11.86%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率(E)=(C)÷(D)×100	10.38%	11.69%

このシミュレーションの結果、2024年度の自己資本比率は11.86%から11.69%へ低下することになりますが、国内だけで営業する金融機関に求められる自己資本比率4%を大幅に上回っておりますので、経営への影響は僅少であると言えます。



烏山信用金庫SDGs宣言

烏山信用金庫は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、経営理念である「地域とともに明日をめざして、協同組織金融機関として地域社会の発展に貢献する。」という基本方針に基づき、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

地域社会への貢献

- 地域行事への積極的参加
- 特殊詐欺等の金融犯罪防止の取組み
- 反社会的勢力の排除に向けた取組み
- マネーローンダリング・テロ資金供与の防止
- 各種スポーツイベントの開催
- 献血活動の実施
- ボランティア活動
- 敷地内禁煙



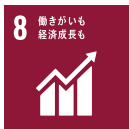
地域経済の創造

- ビジネスマッチングの推進
- ものづくり企業展示・商談会による支援
- 中小企業の経営支援
- 外部機関と連携した事業継承支援
- 創業・新規事業開拓支援
- 各種機関・団体との連携による地域活性化



人材育成の取組み

- 小学校での金融教育の実施
- 高校生対象インターンシップ開催
- 女性職員の活躍推進
- 職員の人材（人財）育成
- 事業性評価にかかる人材育成
- 職員の資格取得支援



環境の保全

- クールビズ・ウォームビズの実施
- LED照明導入による省電力化の実施
- 環境に配慮した金融商品の取扱い
- 環境配慮型通帳の採用
- 再生紙の活用
- クリーン活動「愛ロードとちぎ」の実施



※SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットが定められています。

からしんでは お客さまのライフプランにあわせて



60代

年金のお受け取り



- 年金相談会
- 年金定期
- シルバーライフローン

セカンドライフ



50代

より良い暮らしへ

- ALSOK「みまもりサポート」
- リフォームプラン
- 無担保住宅ローン「借換」
- フリースタイル

お子様の就職・結婚



40代



夢のマイホーム

住宅取得・お子様の進学



30代

出産・教育



お子さまのために

- 定期預金
- 貯蓄預金
- 標準傷害保険
- キッズプラン
- 夢みるこどもの学資保険



20代

就職・結婚

- 普通預金
- 総合口座
- キャッシュカード
- クレジットカード

給与
受取

自動
支払

貯蓄



便利なサービス

- しんきんゼロネットサービス
- BankPay (ことら送金)
- とちまるネット
- しんきん通帳アプリ
- インターネットバンキングサービス

しんきんATM
ゼロネットサービス



詳しくはホームページをご覧ください。

さまざまな商品を取り揃えています!

退職金

- アクティブライフ
- 大口定期預金
- 個人向け国債
- 終身保険
- 「ふるはーとJロードⅢ」
- 「ふるはーとF」
- 「しんきんらいふ終身FS」
- 投資信託
- 貸金庫



万に備える

- ハローキティの定期保険 (法人プラン)
- 標準傷害保険



- 住宅ローン「わが家」
- からしん住宅ローン・借換プラン (WEB仮審査)
- 火災保険「しんきんグッドすまいる」
- 債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」



教育資金

- 「教育プラン」
- 教育カードローン
- 学資ローン「龍門」



万に備える

- がん保険
- あなたによりそうがん保険「ミライト」
- 医療保険
- 「新メディフィットA」
- 新しい形の医療保険「REASON」
- 終身保険
- 資産形成と保障のハイブリッド「ツミタス」



将来に備えて

- 定期預金
- 定期積金
- 財形貯蓄
- 積立投資信託
- 個人型確定拠出年金 (愛称 iDeCo)
- すこやか積金



夢のお手伝い

- カードローン
- カーライフプラン
- 個人ローン
- ステッププラン
- フリーローン (WEB申込専用)



のローン商品はインターネットでもお申込みいただけます!

からしん

検索

<https://www.karashin-bank.co.jp/>

(2025.6.30現在)

業務・商品・サービスのご案内

預金業務

地域の皆さま一人ひとりの資産形成や生活設計に合わせて、さまざまな預金商品を取り揃えています。

全国の信用金庫を結ぶ「しんきんゼロネットサービス」(一部の信用金庫を除く)や県内の金融機関の提携による「とちまるネット」により、一部の曜日と時間帯および祝日を除き、A T Mお引出しの手数料が無料でご利用いただけます。また、銀行などのA T M相互接続や、セブン銀行およびローソン銀行とのATM提携により、全国のセブンイレブンやローソンなどでも当金庫のキャッシュカードがご利用いただけます。(手数料がかかります)

融資業務

地元の皆さまからお預かりした資金は地元のお客さまにご利用いただき、地域社会のお役に立つことを目指しています。地元の企業や事業主の皆さまには運転資金・設備資金および各種制度資金、個人の方には住宅資金や教育資金など、ご用途に応じた各種ローンを取り揃え、皆さまの資金ニーズにお応えしています。どうぞいつでもお気軽にご相談ください。

■主な事業者向け融資

種 類	お使いみちなど	ご融資金額	ご返済期間
一般のご融資	商業手形の割引、仕入資金等の運転資金、マンション新築資金や工場および機械設備資金等の長期資金、当座貸越による当座決済資金などのご融資に応じています。	ご相談に応じます。	ご相談に応じます。
無担保当座貸越 5000	事業資金の必要なお客さまに一定の枠内で、反復継続的かつ安定的に供給し、中小企業者の資金繰りの円滑化をはかることを目的としています。	5,000万円以内	1年または2年
経営力強化融資	一定の要件のもと、金融機関及び認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力強化を図ることを目的としています。	2億8,000万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
事業再生計画実施関連融資	一定の要件のもと、金融機関及び認定経営革新等支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等の着実な進捗を図り、中小企業者の活力の再生を目的としています。	2億8,000万円以内	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
アグリサポートローン「大地からの贈り物」	栃木県民の食を支える基幹産業である農業の担い手生産者に、営農に必要な資金を円滑に供給することで、事業の発展を支援し、地域経済の活性化を目的としています。	運転資金と設備資金を合わせて 6,000万円以内	7年以内(設備資金は、条件により10年以内)

このほか、地方公共団体の制度融資や政府系金融機関等の代理貸付も取扱っています。

為替業務

全国の金融機関への資金の振込み、手形類の代金取立てなどのお取扱いをしています。当金庫は、全国の信用金庫と信金中央金庫を決済機関とする全国信用金庫データ通信システム(全信金システム)によってオンラインで結ばれています。全信金システムは、全国銀行データ通信システム(全銀システム)にも結ばれていますので、為替網を通じて全国の信用金庫はもとより、銀行、信用組合、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫など異種金融機関との相互取引を迅速かつ正確に行うことができます。

また、お振込は当金庫のATMでも取扱いできるほか、オフィスやご家庭からでもインターネットバンキングなどがご利用いただけます。

主な手数料一覧

■内国為替関係

2025年6月30日現在
各手数料には、消費税を含んでいます。

種 類		金 額	右記以外の金融機関あて	当金庫本支店間	同一店内
振 込	窓口利用	3万円未満	660円	330円	110円
		3万円以上	880円	550円	330円
	A T M利用	3万円未満	440円	110円	110円
		3万円以上	660円	330円	220円
	インターネットバンキング (WEB-FB)	3万円未満	275円	55円	55円
		3万円以上	440円	220円	110円

■預金関係

種 類	金 額
当座小切手帳発行手数料	1冊(50枚) 11,000円
約束手形発行手数料	1冊(50枚) 11,000円
通帳・証書・カード再発行手数料	1冊・1枚につき 1,100円
カード書替手数料(パスワード失念の場合)	1,100円

(注)手形・小切手の発行は、2026年3月31日(火)の受付分をもって終了とします。

■融資関係

種 類	金 額
残高証明書発行手数料(オンライン様式)	1件 330円
手形貸付実行手数料	1件 2,200～5,500円
証書貸付実行手数料	1件 2,200円
カーライフプラン、リフォームプラン等実行手数料	1件 5,500円
条件変更手数料(金利・返済方法・期限延長・保証人)	1件 11,000円
不動産担保事務取扱手数料(一般扱い、設定額により異なります)	1件 22,000～55,000円
(住宅関連、設定額により異なります)	1件 11,000～22,000円

(注)抜粋して掲載しておりますので詳しくは窓口でご確認ください。



保険業務

女性職員の「なでしこチーム」は、ライフスタイルに合わせたご提案と、お客さまにわかりやすい説明をするために実践的な研修を積み重ねています。

証券業務

お客さまの資金運用ニーズにお応えするため、投資信託、国債、個人向け国債を取扱っています。



■投資信託

取扱商品名称	商品概要
愛称：新フルーツ王国 ユナイテッド・マルチ・マネージャーファンド	日本を含む世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ安定的な運用を目指したファンドです。株式・債券の価格や為替先物の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
ドルマネーファンド	信用度の高い米ドル建の短期国債・政府機関債・コマーシャルペーパー（CP）・譲渡性預金（CD）を主要投資対象として、利子等収益の確保と為替益により、安定的な運用を目指したファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
しんきんインデックスファンド225 （日経225連動型）	原則として日経平均株価採用銘柄の中から200銘柄以上に等株数投資を行い、日経平均株価に連動する投資成果の獲得を目指したファンドです。株式の価格変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：底力 ダイワ・バリュー株・オープン	国内株式の中から株式指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資するファンドです。株式の価格変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
しんきん好配当利回り株ファンド	国内株式の中から予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる銘柄に投資する、安定した配当収益の獲得を目指したファンドです。株式の価格変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	国内株式、外国債券、不動産投資信託の3つの資産に分散投資する、毎月の収益分配を目指したファンドです。株式・債券の価格や為替、不動産価格の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
ニッセイ・バトナム・毎月分配・インカムオープン	米国国債や金利水準の高い米ドル建債券に分散投資する、毎月の収益分配を目指したファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：ハッピークローバー DIAM 高格付インカム・オープン（毎月決算コース）	高格付資産国（主にカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー）へ投資する、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指すファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：ハッピークローバー1年 DIAM 高格付インカム・オープン（1年決算コース）	高格付資産国（主にカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー）へ投資する、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指すファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
グローバル・ソブリン・オープン （資産成長型）（愛称：グロソブN）	世界主要先進国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散をはかったうえで長期的に安定した収益の確保と信託資産と信託財産の成長を目指します。組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行うことがあります。なお、信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。
しんきんJリートオープン（1年決算型）	わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託を実質的な投資対象とします。東証REIT指数をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
愛称：しんきんラップ（安定型） しんきん世界アロケーションファンド	9つのマザーファンドを通じて、実質的に国内外株式、国内外債券、国内外不動産投信に加え、国内短期金融資産という7つの異なる資産に分散投資します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資信託は、全店で上記12ファンドを取扱っています。詳しいことは窓口にお尋ねください。

■国債

取扱種類	期間	お申込単位	発行日	募集期間	利率	発行価格	非課税制度	中途換金
個人向け 国債	10年	1万円	毎月15日頃	各発行前月の 中旬から下旬 の頃	変動金利 (6ヵ月毎)年0.05%下限	額面100円に つき100円	マル優・特別マル優がご利用 可能です。 ただし、ご利用には障害者等 のご利用資格が必要です。	発行後1年経過すれば 可能です。 ただし所定の金額が差し 引かれます。
	5年				固定金利			
	3年							



相談業務

社会保険労務士による年金相談会を毎月2回開催しているほか、年金額試算や受給権確認の調査から年金請求までのお手伝いをさせていただきますので、ご来店のうえお気軽にご相談ください。また、年金相談に加え社会保険や労務の相談もお受けしています。社会保険や労務の相談をご希望の方は事前の申込みが必要となりますので、相談会開催店舗までご連絡ください。

代理業務

信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫の中小企業金融事業および国民生活金融事業ならびに農林漁業金融事業、福祉医療機構、住宅金融支援機構などの代理業務を通じて、当金庫独自のご融資のほかに地域の皆さまへの資金需要にお応えしていますので、ご来店のうえお気軽にご相談ください。

その他の業務

日本銀行蔵入代理店業務、貸金庫・夜間金庫の取扱い、外国為替の取次ぎ、T-NET代金回収サービス業務、地方公共団体等の公金収納取扱いなどを行っています。

リースのご案内

機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース㈱をご案内します。

トピックス

●無料経営相談会を実施

一般社団法人栃木県中小企業診断士会との提携による経営相談会をはじめ、専門家を活用した経営相談・経営支援体制を構築しています。



●特殊詐欺の未然防止への取組み

「寸劇チーム」を結成し、地域警察やコミュニティと連携して寸劇を上演しています。



●各地域のお祭り等への参加

地域のお祭りや行事等に参加しています。



(宮まつりの様子)

●営業店へのAED設置

本店営業部・宇都宮支店・岡本支店の3店舗にAEDを設置しました。



●鳥山信用金庫理事長杯野球大会

近隣地域の有力な社会人チームが参加し、毎年優勝杯をめぐり熱戦が繰り広げられています。



●鳥山信用金庫野球部

関東地区信用金庫野球大会栃木県予選会において優勝しました。





●地域貢献活動の取組み

「信用金庫の日」にちなみ、地域貢献活動の一環として道の駅もてぎ及び宇都宮駅東公園の清掃作業を実施しました。好天の下、役職員総勢133名が参加し、ボランティア活動を行いました。



(茂木町・道の駅もてぎ)



(宇都宮市・宇都宮駅東公園)



●平松支店新築移転オープン

平松支店は開設34年目を迎え、2025年4月7日に新築移転オープンしました。



●ロールプレイング大会への参加

関東地区信用金庫ロールプレイング大会において第3位を受賞しました。



●優績者表彰

2024年度優績者を表彰しました。

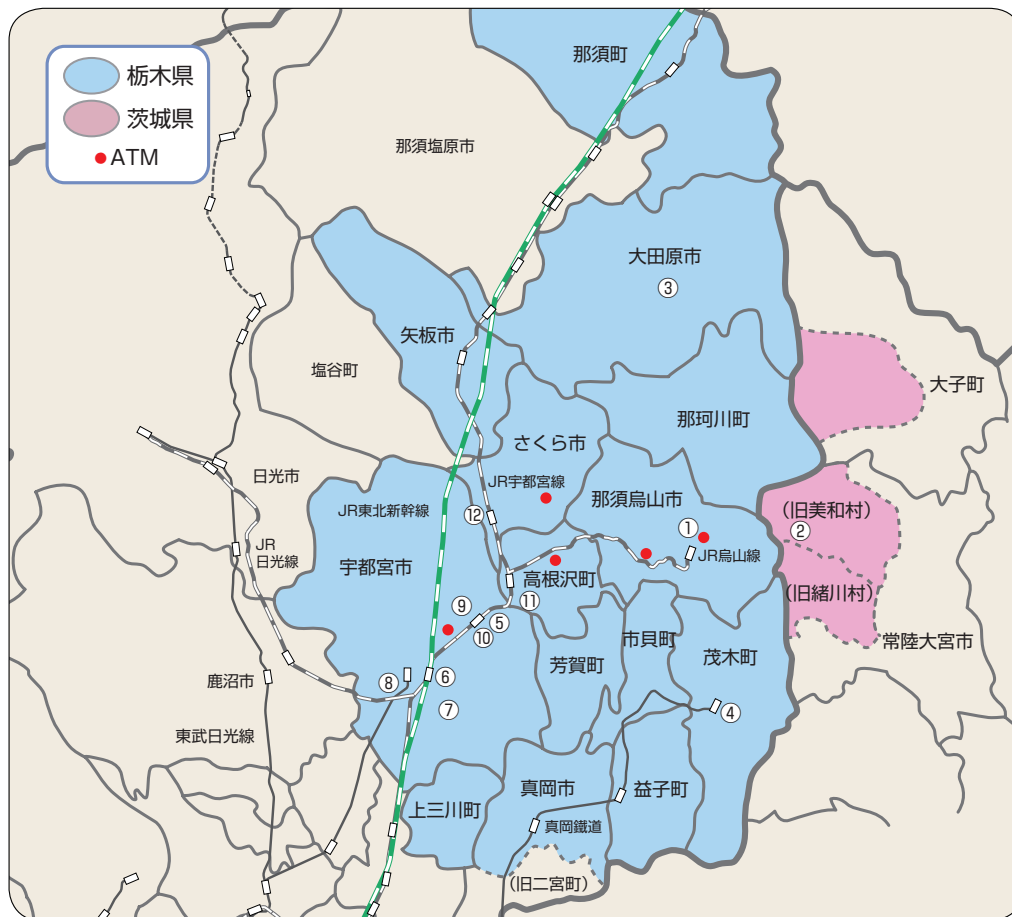


(2024年度上期表彰)



(2024年度下期表彰)

営業地区と事業所の名称および所在地



本支店・本部・出張所所在地一覧

那須烏山市	① 本店	那須烏山市中央2-4-17	TEL 0287-84-1511
常陸大宮市	② 高部支店	常陸大宮市高部386-4	TEL 0295-58-2011
大田原市	③ 黒羽支店	大田原市黒羽向町1-6	TEL 0287-54-1161
茂木町	④ 茂木支店	芳賀郡茂木町茂木1497-1	TEL 0285-63-1241
宇都宮市	⑤ 本部	宇都宮市下岡本町4290	TEL 028-678-3211
	⑥ 宇都宮支店	宇都宮市元今泉4-8-16	TEL 028-636-6611
	⑦ 平松支店	宇都宮市平松本町327-1	TEL 028-639-0211
	⑧ 宇都宮南支店	宇都宮市花房2-9-27	TEL 028-633-3121
	⑨ 岡本支店	宇都宮市下岡本町2415-1	TEL 028-673-0925
	⑩ 岡本駅前出張所	宇都宮市下岡本町4290	TEL 028-612-1771
高根沢町	⑪ 宝積寺支店	塩谷郡高根沢町光陽台1-9-1	TEL 028-675-4511
さくら市	⑫ 氏家支店	さくら市卯の里3-30-1	TEL 028-681-7211

キャッシュサービスコーナー

- ベイシア烏山店出張所
- リオン・ドール仁井田出張所
- イオンタウンさくら店出張所
- コメリ大金店出張所
- 岡本支店御幸ヶ原出張所

〈からしんのキャッシュカードでATM手数料が無料で利用できるサービス〉

しんきんゼロネットサービス 全国の信用金庫のATM
平日 午前 8:45 ～ 午後 6:00 の入出金
土曜 午前 9:00 ～ 午後 2:00 の出金

とちまるネット 足利銀行のATM
平日 午前 8:45 ～ 午後 6:00 の出金
真岡信用組合、那須信用組合のATM
平日 午前 8:45 ～ 午後 6:00 の入出金

(※1) 一部の信用金庫ATMでは、土曜日のゼロネットサービスは行っていません。
(※2) 上記以外の時間帯および日曜・祝休日に利用される場合には所定の手数料がかかります。